

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年6月13日提出
【計算期間】	第43特定期間 （自 2024年9月18日 至 2025年3月17日）
【ファンド名】	フィデリティ・USリート・ファンドA（為替ヘッジあり） フィデリティ・USリート・ファンドB（為替ヘッジなし）
【発行者名】	フィデリティ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 コルビー・ペンゾーン
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木七丁目7番7号
【事務連絡者氏名】	照沼 加奈子
【連絡場所】	東京都港区六本木七丁目7番7号
【電話番号】	03-4560-6000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

ファンドは、フィデリティ・U S リート・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として米国の取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている不動産投資信託（以下「リート（R E I T）」ということがあります。）に投資を行ない、配当等収益の確保を図るとともに、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に運用を行ないます。

② ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、AコースおよびBコースの合計で3兆円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行なわれたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。

また、委託会社は受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、当該限度額を変更することができます。

③ ファンドの基本的性格

ファンドは追加型株式投資信託であり、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下のとおり分類されます。

商品分類表

「Aコース」、「Bコース」共通

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

＜商品分類表（網掛け表示部分）の定義＞

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

不動産投信…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

「Aコース」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
	日々	中南米		
不動産投信	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(不動産投信))		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

「Bコース」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券（不動産 投信）)	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※ ファンドは、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、「商品分類表」と「属性区分表」の投資対象資産は異なります。

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜属性区分表（網掛け表示部分）の定義＞

その他資産（投資信託証券（不動産投信））…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて主として不動産投信（不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券をいいます。）に投資する旨の記載があるものをいいます。

年12回（毎月）…目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

あり（フルヘッジ）…目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

なし…目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

(注) 上記各表のうち、網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義について、詳しくは一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（参考）ファンドの仕組み



ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として米国の不動産投資信託（リート）等へ実質的に投資を行なう、「ファミリーファンド方式」です。

④ ファンドの特色

ファンドが主として投資を行なうマザーファンドの特色は以下の通りです。

- 主として米国の取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている不動産投資信託（リート）に投資を行ないます。
- ファンドの配当利回りがベンチマーク以上となることを目指して運用を行ないます。
- ポートフォリオの構築にあたっては、長期的に潜在成長性の高いリートを選定し、組入れリートのセクターや地域配分の分散を考慮します。
- 組入れリートの選定に際しては、リート専任の調査・運用スタッフによる投資価値の分析に加え、米国および世界主要拠点の株式アナリストによる企業調査情報も活用されます。
- マザーファンドの運用にあたっては、FIAM LLCに、運用の指図（為替ヘッジに係るものを除きます。）に関する権限を委託します。

※ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(参考)



(2) 【ファンドの沿革】

2003年11月17日 ファンドの受益証券の募集開始

2003年12月9日 信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

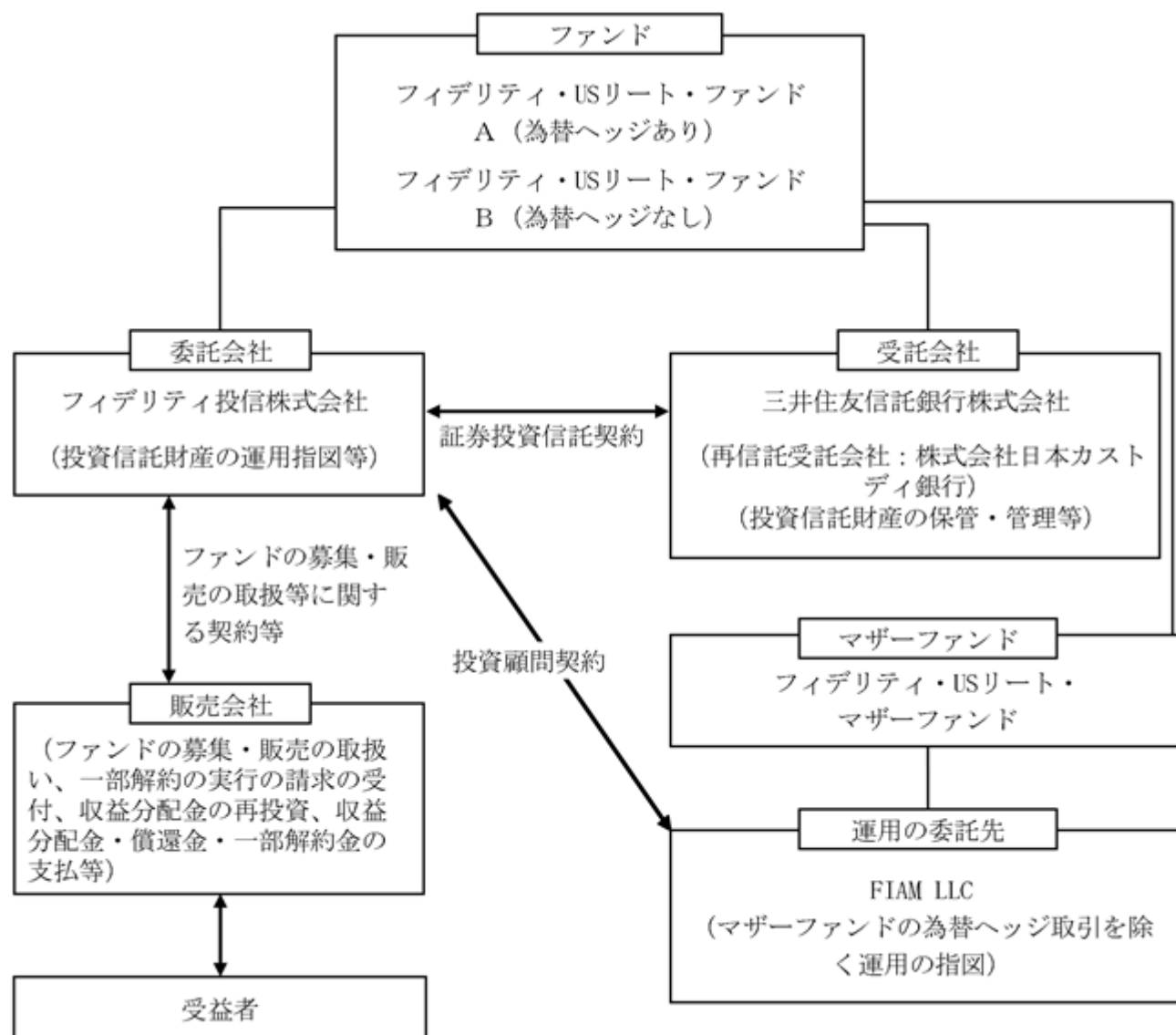
2007年1月4日 投資信託振替制度へ移行

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行ないます。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、取得申込者から集めた資金をまとめてベビーファンド（AコースおよびBコース）とし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行なう仕組みです。

ファンドの仕組みは以下の通りです。



② 委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人は以下の通りです。

(a) 委託会社：フィデリティ投信株式会社

ファンドの委託者として、投資信託財産の運用指図、投資信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成、投資信託財産に組入れた有価証券の議決権等の行使、投資信託財産に関する帳簿書類の作成等を行ないます。

(b) 受託会社：三井住友信託銀行株式会社

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、投資信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。

(c) 販売会社

ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

(d) 運用の委託先：

名称	委託する業務の内容
FIAM LLC（所在地：米国）	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用の指図（為替ヘッジ取引を除きます。）を行ないます。

なお、上記にかかわらず、委託会社も短期資金の運用のため、投資信託証券またはコール・ローンを含む金融商品に関する運用の指図を行なうことができます。

ただし、運用の委託先が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

（参考）

FIAM LLCは、企業年金、公的年金、基金、財団、中央銀行、政府系ファンド、保険会社を含む世界各国の機関投資家を対象とした資産運用サービスに特化しています。FIAM LLCは米国を本拠地とするFMR LLCの子会社です。

※運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託（再委託も含みます。）について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

③ 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

(a) 受託会社と締結している契約

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

(b) 販売会社と締結している契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続等について規定しています。

(c) 運用の委託先と締結している契約

委託会社が運用の委託先に委託する運用の指図に係る業務の内容、運用の委託先の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定しています。

④ 委託会社の概況（2025年4月末日現在）

(a) 資本金の額 金10億円

(b) 沿革

1986年11月17日	フィデリティ投資顧問株式会社設立
1987年2月20日	投資顧問業の登録
同年6月10日	投資一任業務の認可取得
1995年9月28日	社名をフィデリティ投信株式会社に変更
同年11月10日	投資信託委託業務の免許を取得、投資顧問業務と投資信託委託業務を併営
2007年9月30日	金融商品取引業の登録

(c) 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区六本木七丁目7番7号	20,000	100

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 投資態度

- (a) ファンドは主としてマザーファンド受益証券に投資します。
- (b) Aコースは、実質外貨建資産^{*}については、原則として為替ヘッジを行ない、為替リスクの低減を図ることを基本とします。Bコースは、実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- (c) マザーファンド受益証券への投資を通じて、長期的に潜在成長性の高いリートを選定し、組入れリートのセクターや地域配分の分散を考慮します。
- (d) 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

＊ 「実質外貨建資産」とは、ファンドに属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の総資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。

② ファンドのベンチマーク^{*1}

ファンドのベンチマークはAコース、Bコースのそれぞれに設定します。

Aコース：FTSE NAREIT Equity REITs インデックス(税引前配当金込/円ヘッジ指数)^{*2}

Bコース：FTSE NAREIT Equity REITs インデックス(税引前配当金込/円ベース指数)^{*3}

＊1 ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行なう際の基準となる指標のことです。

＊2 FTSE NAREIT Equity REITs インデックス(税引前配当金込/円ヘッジ指数)は、FTSE International Limitedが発表する税引前配当金込の現地通貨ベース指数から為替ヘッジコストを考慮して委託会社が算出しています。

＊3 FTSE NAREIT Equity REITs インデックス(税引前配当金込/円ベース指数)は、FTSE International Limitedが発表する税引前配当金込の現地通貨ベース指数を株式会社三菱UFJ銀行が発表する換算レートをもとに委託会社が算出しています。

※ FTSE NAREIT Equity REITs インデックスは、FTSE International Limitedにより算出されている米国の代表的なREIT指数です。インデックスに関するすべての権利は、FTSE International LimitedおよびNAREITに帰属します。

③ 運用方針

- 主として米国の取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている不動産投資信託（リート）に投資を行ないます。米国以外の市場の不動産投資信託に投資することもあります。
- ファンドの配当利回りがベンチマーク以上となることを目指します。
- ファンドのベンチマークは次の通りです。
 - Aコース：FTSE NAREIT Equity REITs インデックス(税引前配当金込/円ヘッジ指数)
 - Bコース：FTSE NAREIT Equity REITs インデックス(税引前配当金込/円ベース指数)
- ポートフォリオの構築にあたっては、長期的に潜在成長性の高いリートを選定し、組入れリートのセクターや地域配分の分散を考慮します。

- リート銘柄選択にあたっては、個別リートに関するリートアナリストによる独自の綿密な調査・分析、リート専任トレーディング・チームおよび不動産グループによる不動産市場調査を活用します。
- リートアナリストは、収益予測、成長の源や持続力など、成長の見通し、バリュエーションの分析を活用してリート銘柄の推奨を行ないます。ポートフォリオ・マネージャーは、不動産の各セクターおよび地域毎の需要・供給情勢に関するトップ・ダウンの分析を考慮することにより、銘柄選定の確信度に応じて個別リートとセクターの組入れ比率を決定します。ポートフォリオ構築にあたっては、米国および世界の主要拠点の株式アナリストによる、不動産に入居する個別企業（テナント）のファンダメンタルズ調査、業界や地域経済の調査・分析も活用します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

※ ファンドはマザーファンドを通じて投資を行ないます。上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの特色および運用方針を含みます。

（２）【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類

ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投資信託法」といいます。）第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- １．有価証券
- ２．金銭債権
- ３．約束手形

(b) 次に掲げる特定資産以外の資産

- １．為替手形

② 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。また、保有する有価証券（投資信託法施行規則第22条第１項第１号イからハまでに掲げるものに限りします。）をもってマザーファンドの受益証券に投資することを指図できます。

- １．国債証券
- ２．短期社債等（社債等の振替に関する法律第66条第１号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第１項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第２条第８項に規定する特定短期社債、商工組合中央金庫法第33条の２に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の４第１項に規定する短期債および農林中央金庫法第62条の２第１項に規定する短期農林債をいいます。）
- ３．コマーシャル・ペーパー
- ４．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から３．の証券または証書の性質を有するもの

5. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
6. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
8. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
9. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1. および2. の証券または証書、4. の証券または証書のうち1. または2. の証券の性質を有するものならびに6. の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、5. の証券および6. の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品

前記②にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

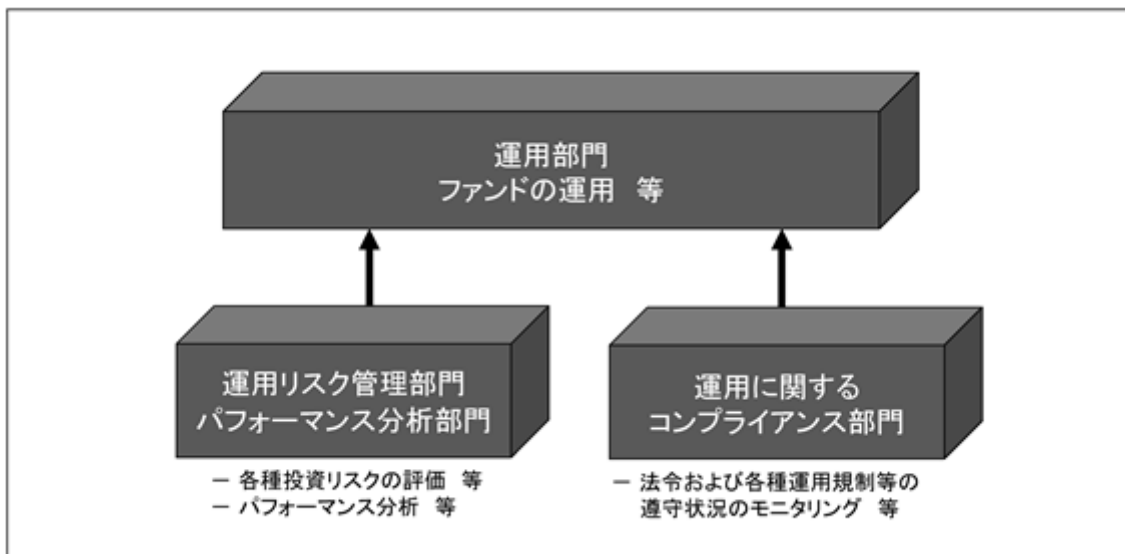
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

④ その他の投資対象

1. 実質外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を行なうことを指図することができます。
2. 投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。

（３）【運用体制】

ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの運用にあたっては、FIAM LLCに運用の指図に関する権限を委託します。



- 運用の委託先は、運用の指図に関する権限の範囲内において、ポートフォリオの構築を行ないます。
- 運用部門では、ファンドの運用等を行ないます。
- 運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクの評価等を行ないます。
- パフォーマンス分析部門では、ファンドのパフォーマンス分析等を行ないます。
- 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドの法令および各種運用規制等の遵守状況のモニタリング等を行ないます。

＜ファンドの運用体制に対する管理等＞

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用の委託先の運用部門が自ら行なう方法と、運用の委託先の運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行なう方法を併用し検証しています。

- ・ 運用部門では、部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。
- ・ 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜委託会社における運用に関するコンプライアンス部門にフィードバックしています。
- ・ 運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクおよび流動性リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門、投資リスク管理に関する委員会^{*}、必要に応じて適宜関係部門に報告しています。

^{*}委託会社では、ファンドの運用管理にあたり、インベストメント・リスク・コミッティを設置しています。同コミッティは、各部門のメンバー等から構成され、ファンドのパフォーマンスや投資リスクが、その投資目的や運用方針に準拠しているかを監視しています。

ファンドの関係法人である受託会社の管理として、受託会社より原則として年1回、内部統制に関する報告書を入手しているほか、必要に応じて適宜ミーティング等を行なっています。

※上記「（３）運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。

※運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託（再委託も含みます。）について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時（原則毎月15日。同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- （a）分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- （b）収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- （c）留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(参考)

収益分配金に関する留意事項

- 1 ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、それぞれの投資者ご自身の個別元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 2 分配金は預貯金の利息とは異なり、分配金支払い後の純資産は減少し、基準価額の下落要因となります。
- 3 分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります、その場合当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落します。

分配方針や頻度の異なるコースが存在する場合は、投資者は自身の選択に応じて投資するコースを選択することができます。販売会社によってはコース間でスイッチングが可能です。

- 1 投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

ファンドの購入価額は、個々の投資者によって異なりますので、投資期間全体での損益は、個々の投資者によって異なります。

分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合



●「個別元本」とは、追加型投資信託の収益分配金や解約（償還）時の収益に対する課税計算をする際に用いる個々の投資者のファンドの購入価額のことを指します。

●「普通分配金」とは、個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

●「元本払戻金（特別分配金）」とは、個別元本を下回る部分からの分配金です。実質的に元本の払戻しに相当するため、非課税扱いとなります。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税については、後記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

- 2 分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

投資信託で
分配金が支払われる
イメージ



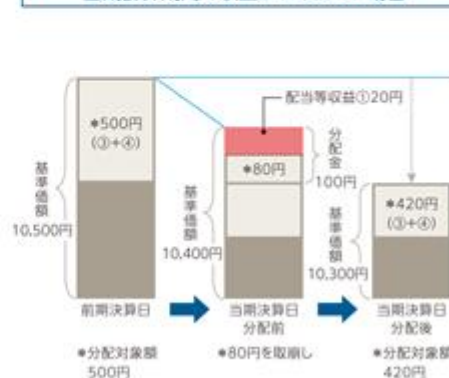
- 3 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。

投資信託は、当期の収益の他に、ファンドの設定から当期以前の期間に発生して分配されなかった過去の収益の繰越分等からも分配することができます。

前期決算から基準価額が上昇
当期計算期間の収益がプラスの場合



前期決算から基準価額が下落
当期計算期間の収益がマイナスの場合



※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

② 利益の処理方式

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (a) 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、投資信託財産保管費用、借入金の利息および融資枠の設定に要する費用、信託事務の諸費用等（投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、立替金利息等を含みます。）、信託報酬（以下、総称して「支出金」といいます。）を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、支出金を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- (c) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「累積投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

① ファンドの投資信託約款に基づく投資制限

- (a) 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行ないません。
- (b) 外貨建資産への実質投資割合^{*}には、制限を設けません。（当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことができます。）
- (c) 不動産投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- (d) デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (e) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- (f) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(g) 借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

＊ 上記（b）から（c）における「実質投資割合」とは、ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、ファンドの投資信託財産に属する（b）から（c）に掲げる各種の資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの投資信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。「ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、ファンドの投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

② 投資信託法および関係法令に基づく投資制限

(a) 同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

(b) デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）を行なうこと、または継続することを内容とした運用を行なうことを受託会社に指図してはなりません。

(c) 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行なうことを受託会社に指図してはなりません。

（参考情報）

フィデリティ・USリート・マザーファンドの概要

1. 基本方針

この投資信託は、主として、米国の取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている不動産投資信託（リート）に投資を行ない、配当等収益の確保を図るとともに、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国の取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている不動産投資信託（リート）を主要な投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として米国の取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている不動産投資信託（リート）の投資信託証券に投資を行ないます。米国以外の市場の不動産投資信託の投資信託証券に投資することもあります。
- ② 米国のリートアナリストおよび世界主要金融拠点のアナリストによる企業調査結果を活かし、現地のポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
- ③ FTSE NAREIT Equity REITs インデックス(税引前配当金込/円ベース指数)をベンチマークとします。
- ④ 配当利回りがベンチマーク以上となることを目指します。
- ⑤ ポートフォリオの構築にあたっては、長期的に潜在成長性の高いリートを選定し、組入れリートのセクターや地域配分の分散を考慮します。
- ⑥ 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。
- ⑦ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑧ FIAM LLCにリートの運用の指図に関する権限（為替ヘッジに係るものを除きます。）を委託します。
- ⑨ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行ないません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 不動産投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ④ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等（ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。）は以下の通りです。

■主な変動要因

＜価格変動リスク＞

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

＜為替変動リスク＞

Aコースは為替ヘッジを行なうことで、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なう際には当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかる場合があります。Bコースは為替ヘッジを行わないため、外貨建の有価証券等に投資を行なう場合には、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。

＜リートに関わるリスク＞

・ リートの保有する不動産に関するリスク

リートは主として不動産に投資するため、不動産の評価額がリートの価格の決定に大きな影響を与えます。したがって、リートが投資する不動産の状況の違いにより、リートの価格や配当率は影響を受けます。

・ リート経営に関するリスク

リートは法人組織であり、その運営如何によっては、収益性や財務内容が大きく変動する場合があります。

・ リートに係る規制環境に関するリスク

リートに関する法律、税制、会計など規制環境の変化により、リートの価格や配当率が影響を受けます。

・ 不動産市場に関するリスク

リートの主な収益は、保有不動産からの賃貸収入が占めています。したがって、不動産市場や空室率の変動により、リートの価格や配当率は影響を受けます。

・ 金利リスク

リートによる資金の借り入れ状況によっては、金利変動による借り入れ返済負担の増減により、リートの価格や配当率が影響を受けます。

■その他の変動要因

＜信用リスク＞

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、債務が履行されない場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

■その他の留意点

＜クーリング・オフ＞

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

＜流動性リスク＞

ファンドは、大量の解約が発生し短期間に解約資金を手当てする必要性が生じた場合や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや、取引量が限られるリスク等があります。その結果、基準価額の下落要因となる場合や、購入・換金受付の中止、換金代金支払の遅延等が発生する可能性があります。

＜カントリー・リスク＞

投資対象国及び地域の政治・経済・社会情勢等の変化、証券市場・為替市場における脆弱性や規制等の混乱により、有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。税制・規制等は投資対象国及び地域の状況により異なり、また、それらが急遽変更されたり、新たに導入されたりすることがあります。これらの要因により、運用上の制約を受ける場合やファンドの基準価額の変動に影響を与える場合があります。なお、新興国への投資は先進国に比べて、上記のリスクの影響が大きくなる可能性があります。

＜ベンチマークに関する留意点＞

ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

＜ファミリーファンド方式にかかる留意点＞

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行いません。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴い、マザーファンドにおいて売買が生じ、ファンドの基準価額に影響を受ける場合があります。

＜購入・換金申込受付の中止及び取消しについての留意点＞

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策の変更や資産凍結を含む規制の導入、クーデターや重大な政治体制の変更等））があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。

(2) 投資リスクの管理体制

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用の委託先の運用部門が自ら行なう方法と、運用の委託先の運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行なう方法を併用し検証しています。

- 運用部門では、部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。ポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種別配分、投資タイミングの決定等についての権限を保有していますが、この「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」では、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっています。
- 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜委託会社における運用に関するコンプライアンス部門にフィードバックしています。

- ・ 運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクおよび流動性リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門、投資リスク管理に関する委員会^{*}、必要に応じて適宜関係部門に報告しています。

※委託会社では、ファンドの運用管理にあたり、インベストメント・リスク・コミッティを設置しています。同コミッティは、各部門のメンバー等から構成され、ファンドのパフォーマンスや投資リスクが、その投資目的や運用方針に準拠しているかを監視しています。

流動性リスク管理にあたっては、委託会社において流動性リスク管理に関する規程を定め、流動性リスク管理の適切な実施の確保のため、リスク・アンド・コンプライアンス・コミッティを設置しています。同コミッティは、ファンドの流動性リスクのモニタリングの結果を検証し、流動性リスク管理態勢について監督を行なうほか、緊急時対応策の検証等、当社業務運営に係る各種リスクの監視監督を行ないます。

※投資リスクの管理体制は変更となる場合がありますが、ファンドの基本的なリスクの管理体制が変更されるものではありません。

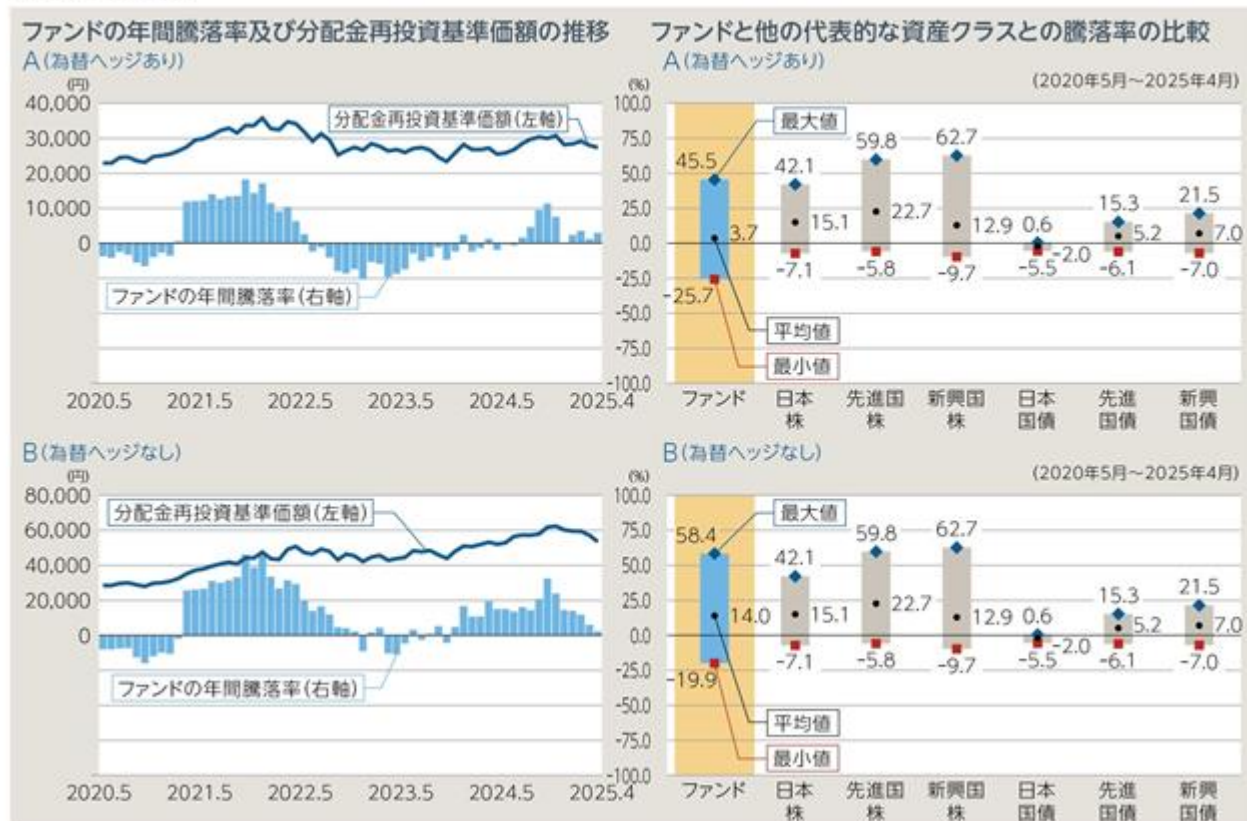
(3) 販売会社に係る留意点

販売会社から委託会社に対してお申込み金額の払込みが現実になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金・一部解約金・償還金の支払は全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払についての責任を負いません。

委託会社は、販売会社（販売会社が選任する取次会社を含みます。）とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社は販売（お申込み金額の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。



※「ファンドの年間騰落率」は、ファンドの2020年5月～2025年4月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※「ファンドの年間騰落率」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当騰落率は目盛最大値に比べ値が小さいためにグラフが見えない場合があります。

※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

※2020年5月～2025年4月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

代表的な資産クラスの指数

日本株 TOPIX (配当込)	東証株価指数 (TOPIX) (以下「TOPIX」という。)の指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
先進国株 MSCI コクサイ・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他の知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
新興国株 MSCI エマージング・マーケット・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、エマージング諸国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他の知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
日本国債 NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 国債の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等並びに当ファンド及びNOMURA-BPI 国債に関連して行われる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債 J.P.モルガンGBI-EMグローバル・ダイバースファイド (円ベース)	この情報は信頼性があると信じるに足る情報源から得られたものですが、J.P.モルガンはその完全性または正確性を保証するものではありません。このインデックスは使用許諾を得て使用しています。J.P.モルガンによる書面による事前の承諾なくこのインデックスを複写、使用、頒布することは禁じられています。Copyright © 2022 J.P. Morgan Chase & Co. 無断複写・転載を禁じます。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、指数提供元にて円換算しております。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料率は3.85%^{*}（税抜 3.50%）を超えないものとします。なお、申込手数料率の詳細については、販売会社までお問い合わせください。

申込手数料は、商品及び関連する投資環境の説明・情報提供、事務手続き等の対価として、申込時に販売会社にお支払いいただきます。

※ 上記手数料率には、申込手数料に係る消費税等相当額が含まれております。

※ 税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

※ 「お申込み金額」とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た金額をいいます。

※ 「お申込み金総額」とは、「お申込み金額」に申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額を加算した、取得申込者の支払金総額をいいます。

ただし、「累積投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの販売価格は取得申込受付日（各計算期間終了日）の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

販売会社によっては、スイッチングによるファンドの取得申込みが可能です。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。スイッチングに伴う換金にあたっては、通常の換金と同様に信託財産留保額および税金がかかります。

また、販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

※ スwitchingおよび償還乗換え優遇措置等の取扱い内容等について、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

一部解約にあたっては手数料はかかりませんが、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に対して0.05%の信託財産留保額^{*1}を負担していただきます。従って、一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額に0.05%の率を乗じて得た額）を控除した解約価額^{*2}となります。

※ 1 「信託財産留保額」とは、引き続きファンドを保有する受益者と途中で解約する受益者との公平性に資するため、解約される受益者の基準価額からあらかじめ差し引いて投資信託財産中に留保する金額をいいます。

※ 2 解約価額＝基準価額－信託財産留保額＝基準価額－（基準価額×0.05%）

（３）【信託報酬等】

① 信託報酬（消費税等相当額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1.54%（税抜 1.40%）の率を乗じて得た額とします。

- ② 上記①の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託会社、販売会社および受託会社との間の配分は以下の通りに定めます。

（年率/税抜）

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.70%	0.60%	0.10%	1.40%

<信託報酬等を対価とする役務の内容>

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

- ③ 委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

マザーファンドの運用の指図の権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける信託報酬の中から支弁するものとします。

※ 税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

- ① ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用
- ② 外貨建資産の保管費用
- ③ 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用
- ④ 投資信託財産に関する租税
- ⑤ 信託事務の処理に要する諸費用
- ⑥ 受託会社の立替えた立替金の利息
- ⑦ その他、以下の諸費用
 - １．投資信託振替制度に係る手数料および費用
 - ２．有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
 - ３．目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 - ４．投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 - ５．運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 - ６．ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 - ７．ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記⑦の諸費用の支払をファンドのために行ない、その金額を合理的に見積った結果、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記⑦の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎年3月および9月に到来する計算期（以下「特定期間」といいます。）末または信託終了のときに、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

なお、上記①～⑥の費用については、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

- ※ 上記（１）～（４）に係る手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
- ※ 運用・管理にかかる費用の総額について、詳しくは、後掲の「（５）課税上の取扱い（参考情報）ファンドの総経費率」をご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

① 個別元本方式について

１．個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「累積投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については下記 「３．収益分配金の課税について」をご参照ください。）

２．一部解約時および償還時の課税について

<個人の受益者の場合>

一部解約時および償還時の解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

<法人の受益者の場合>

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

３．収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（i）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収

益分配金の全額が普通分配金となり、（ii）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

② 個人、法人別の課税の取扱いについて

課税上は株式投資信託として取扱われます。

1. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、20.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行なうことにより総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象（譲渡所得）となり、20.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を選択した場合は申告不要となります。

確定申告等により、一部解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算が可能です。また、一部解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。

2. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%）の税率により源泉徴収されます。（地方税の源泉徴収はありません。）収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

- ※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※ 上記「（5）課税上の取扱い」の記載は、2025年4月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。
- ※ 上記「（5）課税上の取扱い」の記載は、法的助言または税務上の助言をなすものではありません。ファンドへの投資を検討される方は、ファンドの購入、保有、換金等がもたらす税務上の意味合いにつき専門家と相談されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

	総経費率 (①+②)	運用管理費用の 比率①	その他費用の 比率②
フィデリティ・USリート・ファンド A (為替ヘッジあり)	1.78%	1.54%	0.24%
フィデリティ・USリート・ファンド B (為替ヘッジなし)	1.74%	1.54%	0.21%

(比率は年率、表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間は2024年9月18日～2025年3月17日です。

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除きます。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

A（為替ヘッジあり）

（2025年4月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	26,679,620,973	101.23
預金・その他の資産（負債控除後）	—	△324,634,676	△1.23
合計（純資産総額）		26,354,986,297	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

（2025年4月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引（売建）	日本	26,594,046,944	△100.91

（注）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

B（為替ヘッジなし）

（2025年4月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	691,232,461,315	100.06
預金・その他の資産（負債控除後）	—	△442,715,032	△0.06
合計（純資産総額）		690,789,746,283	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）マザーファンドの投資状況

フィデリティ・U S リート・マザーファンド

（2025年4月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	アメリカ	804,535,578,784	98.73
預金・その他の資産（負債控除後）	—	10,384,447,133	1.27
合計（純資産総額）		814,920,025,917	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

（2025年4月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引（買建）	日本	2,329,622,642	0.29
為替予約取引（売建）	日本	166,616,636	△0.02

（注）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売相場場の仲値で評価しています。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

A（為替ヘッジあり）

（2025年4月30日現在）

順位	種類	銘柄名	国・地域	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・U S リート・マザー ファンド	日本	3,792,681,921	6.8662	26,041,691,218	7.0345	26,679,620,973	101.23

B（為替ヘッジなし）

（2025年4月30日現在）

順位	種類	銘柄名	国・地域	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・U S リート・マザー ファンド	日本	98,263,197,287	6.8565	673,751,141,274	7.0345	691,232,461,315	100.06

種類別投資比率

A（為替ヘッジあり）

（2025年4月30日現在）

種 類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	101.23

B（為替ヘッジなし）

（2025年4月30日現在）

種 類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.06

（参考）マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

フィデリティ・U S リート・マザーファンド

（2025年4月30日現在）

順位	銘柄名	通貨 地域	種 類	数 量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
1	EQUINIX INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	663,200	119,318.13 79,131,790,280	121,419.74 80,525,571,899	9.88
2	PROLOGIS INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	5,203,105	15,915.62 82,810,642,284	14,698.97 76,480,268,692	9.39
3	WELLTOWER INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	3,422,940	21,076.88 72,144,909,278	21,596.50 73,923,536,032	9.07
4	PUBLIC STORAGE INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	1,004,300	42,496.60 42,679,338,686	41,771.58 41,951,202,112	5.15
5	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	1,757,569	21,153.07 37,177,985,074	22,792.67 40,059,683,013	4.92
6	VENTAS INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	4,020,870	9,536.50 38,345,056,107	9,857.29 39,634,880,838	4.86
7	KIMCO REALTY CORP	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	13,431,190	2,932.94 39,392,966,120	2,862.81 38,450,885,946	4.72
8	UDR INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	6,391,749	6,162.35 39,388,227,546	5,879.59 37,580,843,049	4.61
9	NNN REIT INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	6,252,000	6,026.71 37,679,017,412	5,899.55 36,883,965,343	4.53
10	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	3,343,700	9,823.57 32,847,093,897	9,912.89 33,145,737,314	4.07
11	IRON MOUNTAIN INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	1,905,089	12,329.09 23,488,022,422	12,584.65 23,974,885,713	2.94
12	STAG INDUSTRIAL INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	5,030,800	5,054.10 25,426,198,980	4,682.00 23,554,199,563	2.89
13	AMERICOLD REALTY TRUST	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	7,718,600	3,023.62 23,338,145,713	2,865.66 22,118,860,120	2.71
14	AMERICAN HOMES 4 RENT CL A	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	4,089,900	5,046.97 20,641,635,322	5,225.19 21,370,506,625	2.62
15	TERRENO REALTY CORP	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	2,453,400	9,460.94 23,211,482,953	8,080.87 19,825,600,569	2.43

16	INVITATION HOMES INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	3,944,200	4,773.24 18,826,627,407	4,797.48 18,922,222,588	2.32
17	SUN COMMUNITIES INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	958,509	18,268.91 17,510,924,048	17,574.60 16,845,416,009	2.07
18	CAMDEN PROPERTY TRUST - REIT	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	878,000	16,785.34 14,737,530,633	16,110.41 14,144,939,980	1.74
19	URBAN EDGE PROPERTIES WI	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	5,436,000	2,622.72 14,257,157,949	2,593.35 14,097,441,358	1.73
20	LAMAR ADVERTISING CO CL A	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	855,100	15,902.25 13,598,020,644	16,328.54 13,962,536,349	1.71
21	REGENCY CENTERS CORP	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	1,219,400	10,133.08 12,356,281,501	10,243.65 12,491,112,297	1.53
22	EXTRA SPACE STORAGE INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	514,883	20,561.24 10,586,633,044	20,163.68 10,381,933,526	1.27
23	FOUR CORNERS PPTY TR INC W/I	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	2,557,200	3,988.06 10,198,289,016	3,970.57 10,153,553,111	1.25
24	AMERICAN TOWER CORP	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	311,500	30,072.29 9,367,518,366	31,555.02 9,829,388,138	1.21
25	CUBESMART	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	1,733,200	5,940.89 10,296,753,841	5,610.13 9,723,476,449	1.19
26	MID AMERICA APT CMNTY INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	403,900	23,283.10 9,404,046,796	22,453.35 9,068,907,782	1.11
27	PHILLIPS EDISON & CO	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	1,765,400	4,963.91 8,763,304,064	4,982.82 8,796,673,076	1.08
28	MACERICH COMPANY	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	4,100,500	2,318.08 9,505,312,440	2,092.93 8,582,049,623	1.05
29	TANGER INC- REIT	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	1,659,000	4,554.09 7,555,241,727	4,476.70 7,426,841,982	0.91
30	UMH PROPERTIES INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	2,384,000	2,574.81 6,138,357,052	2,513.51 5,992,205,694	0.74

（参考）マザーファンドの種類別投資比率
 フィデリティ・USリート・マザーファンド

（2025年4月30日現在）

種 類	国内／外国	投資比率 (%)
投資証券	外国	98.73
合計（対純資産総額比）		98.73

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

A（為替ヘッジあり）

（2025年4月30日現在）

種類	名称等	買建/売建	数量	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	アメリカ・ドル	売建	187,133,500	26,284,313,935	26,594,046,944	△100.91

B（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。

（注2）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

（参考）マザーファンドのその他投資資産の主要なもの

フィデリティ・USリート・マザーファンド

（2025年4月30日現在）

種類	名称等	買建/売建	数量	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	16,342,070	2,327,715,523	2,329,622,642	0.29
	アメリカ・ドル	売建	1,168,799	167,928,379	166,616,636	△0.02

（注1）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。

（注2）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2025年4月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

A（為替ヘッジあり）

年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
2015年9月15日 (第24特定期間)	7,066	7,111	0.9589	0.9649
2016年3月15日 (第25特定期間)	9,996	10,053	1.0482	1.0542
2016年9月15日 (第26特定期間)	22,838	22,966	1.0722	1.0782
2017年3月15日 (第27特定期間)	27,078	27,242	0.9866	0.9926
2017年9月15日 (第28特定期間)	25,180	25,327	1.0237	1.0297
2018年3月15日 (第29特定期間)	16,725	16,838	0.8934	0.8994
2018年9月18日 (第30特定期間)	14,254	14,344	0.9496	0.9556
2019年3月15日 (第31特定期間)	12,825	12,907	0.9372	0.9432
2019年9月17日 (第32特定期間)	18,334	18,448	0.9649	0.9709
2020年3月16日 (第33特定期間)	29,122	29,336	0.8156	0.8216
2020年9月15日 (第34特定期間)	33,652	33,902	0.8078	0.8138
2021年3月15日 (第35特定期間)	34,798	35,041	0.8583	0.8643
2021年9月15日 (第36特定期間)	39,831	40,073	0.9884	0.9944
2022年3月15日 (第37特定期間)	37,117	37,353	0.9446	0.9506
2022年9月15日 (第38特定期間)	32,936	33,178	0.8198	0.8258
2023年3月15日 (第39特定期間)	32,748	33,023	0.7159	0.7219
2023年9月15日 (第40特定期間)	31,741	32,025	0.6709	0.6769
2024年3月15日 (第41特定期間)	28,697	28,964	0.6457	0.6517

2024年9月17日 (第42特定期間)	28,551	28,793	0.7084	0.7144
2025年3月17日 (第43特定期間)	27,009	27,279	0.6001	0.6061
2024年4月末日	26,542	—	0.6079	—
2024年5月末日	25,991	—	0.6096	—
2024年6月末日	26,275	—	0.6251	—
2024年7月末日	25,937	—	0.6608	—
2024年8月末日	26,762	—	0.6833	—
2024年9月末日	28,787	—	0.6921	—
2024年10月末日	30,573	—	0.6773	—
2024年11月末日	30,998	—	0.6881	—
2024年12月末日	28,207	—	0.6248	—
2025年1月末日	28,115	—	0.6240	—
2025年2月末日	28,857	—	0.6341	—
2025年3月末日	27,348	—	0.6032	—
2025年4月末日	26,354	—	0.5833	—

B（為替ヘッジなし）

年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
2015年9月15日 (第24特定期間)	889,537	905,954	0.5418	0.5518
2016年3月15日 (第25特定期間)	1,126,706	1,148,309	0.5215	0.5315
2016年9月15日 (第26特定期間)	1,430,692	1,462,924	0.4439	0.4539
2017年3月15日 (第27特定期間)	1,403,173	1,425,917	0.4319	0.4389
2017年9月15日 (第28特定期間)	1,235,748	1,257,038	0.4063	0.4133
2018年3月15日 (第29特定期間)	747,748	755,542	0.3358	0.3393
2018年9月18日 (第30特定期間)	717,091	723,812	0.3734	0.3769
2019年3月15日 (第31特定期間)	652,517	658,725	0.3679	0.3714
2019年9月17日 (第32特定期間)	644,847	651,041	0.3644	0.3679
2020年3月16日 (第33特定期間)	556,985	563,510	0.2988	0.3023

2020年9月15日 (第34特定期間)	547,255	554,014	0.2834	0.2869
2021年3月15日 (第35特定期間)	569,935	576,563	0.3009	0.3044
2021年9月15日 (第36特定期間)	650,603	657,303	0.3399	0.3434
2022年3月15日 (第37特定期間)	672,237	679,107	0.3425	0.3460
2022年9月15日 (第38特定期間)	744,004	751,256	0.3591	0.3626
2023年3月15日 (第39特定期間)	653,405	661,052	0.2990	0.3025
2023年9月15日 (第40特定期間)	706,711	714,676	0.3105	0.3140
2024年3月15日 (第41特定期間)	707,060	715,124	0.3069	0.3104
2024年9月17日 (第42特定期間)	757,738	765,859	0.3266	0.3301
2025年3月17日 (第43特定期間)	729,484	738,097	0.2965	0.3000
2024年4月末日	708,208	—	0.3073	—
2024年5月末日	711,729	—	0.3088	—
2024年6月末日	750,763	—	0.3263	—
2024年7月末日	754,554	—	0.3276	—
2024年8月末日	747,807	—	0.3234	—
2024年9月末日	756,574	—	0.3239	—
2024年10月末日	815,650	—	0.3422	—
2024年11月末日	822,584	—	0.3420	—
2024年12月末日	793,038	—	0.3264	—
2025年1月末日	781,011	—	0.3193	—
2025年2月末日	774,962	—	0.3153	—
2025年3月末日	737,960	—	0.2998	—
2025年4月末日	690,789	—	0.2768	—

②【分配の推移】

A（為替ヘッジあり）

期	1口当たりの分配金(円)
第24特定期間（第136期～第141期計算期間合計）	0.0360
第25特定期間（第142期～第147期計算期間合計）	0.0360
第26特定期間（第148期～第153期計算期間合計）	0.0360
第27特定期間（第154期～第159期計算期間合計）	0.0360
第28特定期間（第160期～第165期計算期間合計）	0.0360
第29特定期間（第166期～第171期計算期間合計）	0.0360
第30特定期間（第172期～第177期計算期間合計）	0.0360
第31特定期間（第178期～第183期計算期間合計）	0.0360
第32特定期間（第184期～第189期計算期間合計）	0.0360
第33特定期間（第190期～第195期計算期間合計）	0.0360
第34特定期間（第196期～第201期計算期間合計）	0.0360
第35特定期間（第202期～第207期計算期間合計）	0.0360
第36特定期間（第208期～第213期計算期間合計）	0.0360
第37特定期間（第214期～第219期計算期間合計）	0.0360
第38特定期間（第220期～第225期計算期間合計）	0.0360
第39特定期間（第226期～第231期計算期間合計）	0.0360
第40特定期間（第232期～第237期計算期間合計）	0.0360
第41特定期間（第238期～第243期計算期間合計）	0.0360
第42特定期間（第244期～第249期計算期間合計）	0.0360
第43特定期間（第250期～第255期計算期間合計）	0.0360

B（為替ヘッジなし）

期	1口当たりの分配金(円)
第24特定期間（第136期～第141期計算期間合計）	0.0600
第25特定期間（第142期～第147期計算期間合計）	0.0600
第26特定期間（第148期～第153期計算期間合計）	0.0600
第27特定期間（第154期～第159期計算期間合計）	0.0450
第28特定期間（第160期～第165期計算期間合計）	0.0420
第29特定期間（第166期～第171期計算期間合計）	0.0245
第30特定期間（第172期～第177期計算期間合計）	0.0210
第31特定期間（第178期～第183期計算期間合計）	0.0210
第32特定期間（第184期～第189期計算期間合計）	0.0210
第33特定期間（第190期～第195期計算期間合計）	0.0210
第34特定期間（第196期～第201期計算期間合計）	0.0210
第35特定期間（第202期～第207期計算期間合計）	0.0210
第36特定期間（第208期～第213期計算期間合計）	0.0210
第37特定期間（第214期～第219期計算期間合計）	0.0210
第38特定期間（第220期～第225期計算期間合計）	0.0210
第39特定期間（第226期～第231期計算期間合計）	0.0210
第40特定期間（第232期～第237期計算期間合計）	0.0210
第41特定期間（第238期～第243期計算期間合計）	0.0210
第42特定期間（第244期～第249期計算期間合計）	0.0210
第43特定期間（第250期～第255期計算期間合計）	0.0210

③【収益率の推移】

A（為替ヘッジあり）

期	収益率(%)
第24特定期間（第136期～第141期計算期間合計）	△8.0
第25特定期間（第142期～第147期計算期間合計）	13.1
第26特定期間（第148期～第153期計算期間合計）	5.7
第27特定期間（第154期～第159期計算期間合計）	△4.6
第28特定期間（第160期～第165期計算期間合計）	7.4
第29特定期間（第166期～第171期計算期間合計）	△9.2
第30特定期間（第172期～第177期計算期間合計）	10.3
第31特定期間（第178期～第183期計算期間合計）	2.5
第32特定期間（第184期～第189期計算期間合計）	6.8
第33特定期間（第190期～第195期計算期間合計）	△11.7
第34特定期間（第196期～第201期計算期間合計）	3.5
第35特定期間（第202期～第207期計算期間合計）	10.7
第36特定期間（第208期～第213期計算期間合計）	19.4
第37特定期間（第214期～第219期計算期間合計）	△0.8
第38特定期間（第220期～第225期計算期間合計）	△9.4
第39特定期間（第226期～第231期計算期間合計）	△8.3
第40特定期間（第232期～第237期計算期間合計）	△1.3
第41特定期間（第238期～第243期計算期間合計）	1.6
第42特定期間（第244期～第249期計算期間合計）	15.3
第43特定期間（第250期～第255期計算期間合計）	△10.2

B（為替ヘッジなし）

期	収益率(%)
第24特定期間（第136期～第141期計算期間合計）	△8.2
第25特定期間（第142期～第147期計算期間合計）	7.3
第26特定期間（第148期～第153期計算期間合計）	△3.4
第27特定期間（第154期～第159期計算期間合計）	7.4
第28特定期間（第160期～第165期計算期間合計）	3.8
第29特定期間（第166期～第171期計算期間合計）	△11.3
第30特定期間（第172期～第177期計算期間合計）	17.5
第31特定期間（第178期～第183期計算期間合計）	4.2
第32特定期間（第184期～第189期計算期間合計）	4.8
第33特定期間（第190期～第195期計算期間合計）	△12.2
第34特定期間（第196期～第201期計算期間合計）	1.9
第35特定期間（第202期～第207期計算期間合計）	13.6
第36特定期間（第208期～第213期計算期間合計）	19.9
第37特定期間（第214期～第219期計算期間合計）	6.9
第38特定期間（第220期～第225期計算期間合計）	11.0
第39特定期間（第226期～第231期計算期間合計）	△10.9
第40特定期間（第232期～第237期計算期間合計）	10.9
第41特定期間（第238期～第243期計算期間合計）	5.6
第42特定期間（第244期～第249期計算期間合計）	13.3
第43特定期間（第250期～第255期計算期間合計）	△2.8

（注）収益率とは、各特定期間末の基準価額（分配付）から前特定期間末の基準価額（分配落）を控除した額を前特定期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

A（為替ヘッジあり）

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第24特定期間 (2015年3月17日～2015年9月15日)	2,158,985,509	1,177,506,620	7,369,449,908
第25特定期間 (2015年9月16日～2016年3月15日)	4,677,383,067	2,510,330,951	9,536,502,024
第26特定期間 (2016年3月16日～2016年9月15日)	18,170,689,608	6,405,400,285	21,301,791,347
第27特定期間 (2016年9月16日～2017年3月15日)	12,296,937,714	6,152,015,744	27,446,713,317
第28特定期間 (2017年3月16日～2017年9月15日)	4,979,341,778	7,830,045,820	24,596,009,275
第29特定期間 (2017年9月16日～2018年3月15日)	2,573,128,418	8,448,209,025	18,720,928,668
第30特定期間 (2018年3月16日～2018年9月18日)	908,344,397	4,618,569,789	15,010,703,276
第31特定期間 (2018年9月19日～2019年3月15日)	1,104,179,659	2,430,222,550	13,684,660,385
第32特定期間 (2019年3月16日～2019年9月17日)	7,772,032,583	2,456,218,929	19,000,474,039
第33特定期間 (2019年9月18日～2020年3月16日)	20,492,478,612	3,784,829,700	35,708,122,951
第34特定期間 (2020年3月17日～2020年9月15日)	9,946,198,627	3,993,918,948	41,660,402,630
第35特定期間 (2020年9月16日～2021年3月15日)	7,378,635,345	8,496,928,582	40,542,109,393
第36特定期間 (2021年3月16日～2021年9月15日)	9,798,341,611	10,042,297,346	40,298,153,658
第37特定期間 (2021年9月16日～2022年3月15日)	4,697,989,759	5,703,453,348	39,292,690,069
第38特定期間 (2022年3月16日～2022年9月15日)	6,748,455,983	5,864,334,711	40,176,811,341
第39特定期間 (2022年9月16日～2023年3月15日)	9,761,603,005	4,192,444,493	45,745,969,853
第40特定期間 (2023年3月16日～2023年9月15日)	6,648,065,643	5,080,417,221	47,313,618,275
第41特定期間 (2023年9月16日～2024年3月15日)	6,101,394,662	8,970,013,156	44,444,999,781
第42特定期間 (2024年3月16日～2024年9月17日)	5,390,354,377	9,533,192,788	40,302,161,370
第43特定期間 (2024年9月18日～2025年3月17日)	11,412,162,406	6,705,845,089	45,008,478,687

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

B（為替ヘッジなし）

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第24特定期間 (2015年3月17日～2015年9月15日)	396,907,370,191	159,394,348,414	1,641,735,903,189
第25特定期間 (2015年9月16日～2016年3月15日)	658,588,200,199	139,978,521,832	2,160,345,581,556
第26特定期間 (2016年3月16日～2016年9月15日)	1,215,058,422,127	152,188,255,489	3,223,215,748,194
第27特定期間 (2016年9月16日～2017年3月15日)	613,703,327,256	587,749,907,267	3,249,169,168,183
第28特定期間 (2017年3月16日～2017年9月15日)	260,277,660,738	468,021,137,593	3,041,425,691,328
第29特定期間 (2017年9月16日～2018年3月15日)	116,920,159,441	931,558,470,368	2,226,787,380,401
第30特定期間 (2018年3月16日～2018年9月18日)	69,069,934,515	375,465,963,354	1,920,391,351,562
第31特定期間 (2018年9月19日～2019年3月15日)	61,350,249,295	208,150,703,806	1,773,590,897,051
第32特定期間 (2019年3月16日～2019年9月17日)	142,571,720,204	146,638,622,999	1,769,523,994,256
第33特定期間 (2019年9月18日～2020年3月16日)	252,367,004,123	157,565,607,243	1,864,325,391,136
第34特定期間 (2020年3月17日～2020年9月15日)	195,487,915,043	128,834,731,587	1,930,978,574,592
第35特定期間 (2020年9月16日～2021年3月15日)	152,596,971,211	189,696,375,597	1,893,879,170,206
第36特定期間 (2021年3月16日～2021年9月15日)	221,733,451,805	201,434,910,310	1,914,177,711,701
第37特定期間 (2021年9月16日～2022年3月15日)	203,027,978,239	154,357,363,624	1,962,848,326,316
第38特定期間 (2022年3月16日～2022年9月15日)	255,748,385,988	146,549,845,395	2,072,046,866,909
第39特定期間 (2022年9月16日～2023年3月15日)	203,811,004,047	90,886,723,157	2,184,971,147,799
第40特定期間 (2023年3月16日～2023年9月15日)	249,355,609,632	158,438,204,880	2,275,888,552,551
第41特定期間 (2023年9月16日～2024年3月15日)	209,752,199,935	181,474,446,702	2,304,166,305,784
第42特定期間 (2024年3月16日～2024年9月17日)	194,581,170,811	178,317,083,402	2,320,430,393,193
第43特定期間 (2024年9月18日～2025年3月17日)	276,532,511,879	136,385,432,441	2,460,577,472,631

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

<参考情報>

（2025年4月30日現在）

※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。
※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。
※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および分配金にかかる税金は考慮していません。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

	A(為替ヘッジあり)	B(為替ヘッジなし)
基準価額	5,833円	2,768円
純資産総額	263.5億円	6,907.9億円

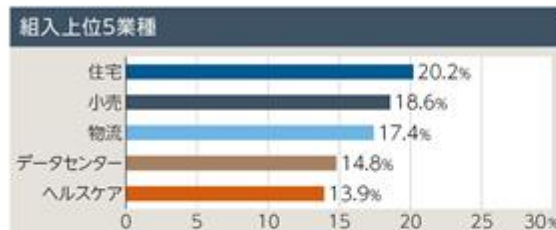
分配の推移

（1万口当たり／税引前）

決算期	分配金	
	A(為替ヘッジあり)	B(為替ヘッジなし)
2024年12月	60円	35円
2025年 1 月	60円	35円
2025年 2 月	60円	35円
2025年 3 月	60円	35円
2025年 4 月	60円	35円
直近1年間累計	720円	420円
設定来累計	13,775円	15,735円

主要な資産の状況(マザーファンド)

資産別組入状況	
投資証券	98.7%
現金・その他	1.3%



組入上位10銘柄		
銘柄	業種	比率
1 エクイニクス	データセンター	9.9%
2 プロロジス	物流	9.4%
3 ウェルタワ	ヘルスケア	9.1%
4 パブリック・ストレージ	倉庫	5.1%
5 デジタル・リアルティートラスト	データセンター	4.9%
6 ベンタス	ヘルスケア	4.9%
7 キムコ・リアルティ	小売	4.7%
8 UDR	住宅	4.6%
9 NNNリート	小売	4.5%
10 エクイティ・レジデンシャル	住宅	4.1%

※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。
※未払金等の発生により、「現金・その他」の数値がマイナスになることがあります。
※銘柄はご参考のため、英文表記の一部をカタカナで表記しております。実際の発行体名と異なる場合があります。
※業種は、原則としてFTSEおよびNAREIT(全米不動産投資信託協会)の分類によります。

年間収益率の推移



※ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして算出しています。
※2025年は年初以降4月末までの実績となります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

ファンドの取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日において行なわれます（ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日と同日にはお申込みの受付は行ないません。）。

取得申込みの受付は、原則として午後3時30分までに取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには、手数料がかかります。手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社所定の申込手数料率を乗じて得た額となります。申込手数料率は3.85%（税抜 3.50%）を超えないものとします。

※ 税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。

ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、1口の整数倍をもって取得の申込みができます。

販売会社の申込手数料率および申込単位の詳細については、販売会社までお問い合わせください。

申込代金は、原則として、取得申込受付日から起算して5営業日までにお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までに申込代金をお支払いください。

販売会社によっては、スイッチングによるファンドの取得申込みが可能です。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。

※取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、解約請求による換金を行なうことが可能です。

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日に一部解約の実行を請求することができます（ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日と同日を除きます。）。一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時30分までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。

一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額に0.05%の率を乗じて得た額）を控除した解約価額^{*}とします。

＊ 解約価額＝基準価額－信託財産留保額＝基準価額－（基準価額×0.05%）

一部解約の実行の請求単位は、販売会社が別途定める単位とします。

解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のナビダイヤル（0570-051-104（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。）または販売会社までお問い合わせください。（解約価額の基準となるファンドの基準価額は新聞紙上に掲載されますが、解約価額は掲載されませんのでご注意ください。）

個人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、一部解約時の差益（譲渡益）に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

法人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、解約価額の個別元本超過額に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

※上記の記載は、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社の営業所等においてお支払いいたします。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の受付を取消することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える一部解約はできません。また、大口解約には別途制限を設ける場合があります。

- ※ 換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- 換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。
- 受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

ファンドの基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権総口数で除した金額とします。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

※主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

マザーファンド受益証券：基準価額で評価します。

投資証券：原則として、金融商品取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

基準価額は毎営業日計算され、委託会社のホームページ（アドレス：<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のナビダイヤル（0570-051-104（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。）または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。（日本経済新聞においては、Aコースは「UリトA」、Bコースは「UリトB」として略称で掲載されています。）

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、下記「（５）その他（a）信託の終了」の場合には、信託は終了します。

（４）【計算期間】

計算期間は原則として毎月16日から翌月15日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。ただし、最終計算期間は、下記「（５）その他（a）信託の終了」による解約の日までとします。

（５）【その他】

(a) 信託の終了

1. 委託会社は、信託期間中において信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数がAコースおよびBコースの合計で30億口を下回った場合または信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときその他やむを得ない事情が発生したときは、委託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（1ヵ月を下らないものとし、）内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に信託契約の解約に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなるときは、信託契約を解約しないこととします。信託契約を解約しないこととなった場合には、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

なお、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記一定期間が1ヵ月を下らないこととすることが困難な場合には、前段は適用されません。

2. 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときはその命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドに関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただしファンドに関する受託会社の業務を他の受託会社が引き継ぐ場合を除きます。）、受託会社の辞任および解任に際し委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(b) 投資信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、投資信託約款を変更することができます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（1ヵ月を下らないものとし、）内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に投資信託約款の変更に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなるときは、投資信託約款の変更は行なわないこととします。投資信託約款の変更を行なわないこととなった場合には、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

委託会社は監督官庁より投資信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託約款を変更します。その変更内容が重大なものとなる場合には前2段の手法に従います。

(c) 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間のファンドの募集・販売等に係る契約書は、期間満了の3ヵ月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後も同様です。委託会社と他の関係法人との契約は無期限です。

(d) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として、電子公告の方法により行ない、委託会社のホームページ（<https://www.fidelity.co.jp/>）に掲載します。

(e) 運用報告書の作成等

委託会社は、毎特定期間終了後および償還後に当該期間中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等のうち、重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第2項に規定する事項を記載した書面）を作成し、これを販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

また、委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に規定する事項を記載した書面）を電磁的方法により提供します。

上記の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書（全体版）の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(f) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(g) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「（b）投資信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社は、受託会社につき以下の事由が生じた場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託会社を解任することができます。受託会社の解任に伴う取扱いについては、前2段に定める受託会社の辞任に伴う取扱いに準じます。

1. 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
3. 投資信託財産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。
4. 受託会社が投資信託約款上の重大な義務の履行を怠ったとき。
5. その他委託会社の合理的な判断において、受託会社の信用力が著しく低下し、委託会社による投資信託財産の運用の指図または受託会社による投資信託財産の保管に支障をきたすと認められるとき。

上記に基づき受託会社が辞任したまたは解任されたまたは解任されうる場合において、委託会社が投資信託約款に定める受託会社の義務を適切に履行する能力ある新受託会社を選任することが不可能または困難であるときには、委託会社は解任権を行使する義務も新受託会社を選任する義務も負いません。委託会社は、本項に基づく受託会社の解任または新受託会社の選任についての判断を誠実に行なうよう努めるものとしませんが、かかる判断の結果解任されなかった受託会社または選任された新受託会社が倒産等により投資信託約款に定める受託会社の義務を履行できなくなった場合には、委託会社は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

(h) 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとします。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売却を行ないます。当該売却により増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金（信託終了時におけるファンドの投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が定める解約単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

(4) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払については、委託会社は販売会社に対する支払をもって免責されるものとします。かかる支払がなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後当該販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(6) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または投資信託約款の重大な内容の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前記「3 資産管理等の概要（5）その他（a）信託の終了」または「同（b）投資信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

上記の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第43特定期間（2024年9月18日から2025年3月17日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

1 【財務諸表】

【フィデリティ・ＵＳリート・ファンドＡ（為替ヘッジあり）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第42特定期間 2024年 9 月17日現在	第43特定期間 2025年 3 月17日現在
資産の部		
流動資産		
預金	76,416,324	16,654,566
親投資信託受益証券	27,744,740,590	26,513,369,354
派生商品評価勘定	786,251,733	414,445,067
未収入金	302,021,300	408,736,906
流動資産合計	28,909,429,947	27,353,205,893
資産合計	28,909,429,947	27,353,205,893
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	156,591	—
未払収益分配金	241,812,968	270,050,872
未払解約金	76,416,324	38,334,274
未払受託者報酬	2,681,175	2,395,160
未払委託者報酬	34,855,336	31,137,168
その他未払費用	1,547,629	1,579,973
流動負債合計	357,470,023	343,497,447
負債合計	357,470,023	343,497,447
純資産の部		
元本等		
元本	40,302,161,370	45,008,478,687
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△11,750,201,446	△17,998,770,241
元本等合計	28,551,959,924	27,009,708,446
純資産合計	28,551,959,924	27,009,708,446
負債純資産合計	28,909,429,947	27,353,205,893

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第42特定期間 自 2024年3月16日 至 2024年9月17日	第43特定期間 自 2024年9月18日 至 2025年3月17日
営業収益		
受取利息	1,802	18,323
有価証券売買等損益	3,611,263,680	△545,497,819
為替差損益	521,483,895	△2,399,070,963
営業収益合計	4,132,749,377	△2,944,550,459
営業費用		
受託者報酬	15,079,975	15,844,132
委託者報酬	196,040,291	205,974,382
その他費用	1,612,385	1,635,017
営業費用合計	212,732,651	223,453,531
営業利益又は営業損失（△）	3,920,016,726	△3,168,003,990
経常利益又は経常損失（△）	3,920,016,726	△3,168,003,990
当期純利益又は当期純損失（△）	3,920,016,726	△3,168,003,990
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	14,337,654	△5,456,355
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△15,747,400,062	△11,750,201,446
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,431,424,516	2,336,388,906
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,431,424,516	2,336,388,906
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,839,821,885	3,798,007,985
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,839,821,885	3,798,007,985
分配金	1,500,083,087	1,624,402,081
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△11,750,201,446	△17,998,770,241

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間の取扱い ファンドの特定期間は前期末日、翌日、当期末日および翌日が休日のため、2024年9月18日から2025年3月17日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第42特定期間 2024年9月17日現在	第43特定期間 2025年3月17日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	44,444,999,781 円	40,302,161,370 円
期中追加設定元本額	5,390,354,377 円	11,412,162,406 円
期中一部解約元本額	9,533,192,788 円	6,705,845,089 円
2. 受益権の総数	40,302,161,370 口	45,008,478,687 口
3. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っている場合 におけるその差額	11,750,201,446 円	17,998,770,241 円
4. 1口当たり純資産額	0.7084 円	0.6001 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第42特定期間 自 2024年3月16日 至 2024年9月17日	第43特定期間 自 2024年9月18日 至 2025年3月17日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.31%以内の額	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 同左
2. 分配金の計算過程 (自2024年3月16日 至2024年4月15日) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(75,997,893円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(43,131,847,053円)及び分配準備積立金(40,295,721円)より分配対象収益は43,248,140,667円(1口当たり0.990760円)であり、うち261,908,894円(1口当たり0.006000円)を分配金額としております。 (自2024年4月16日 至2024年5月15日) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(26,278,384円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(42,710,974,956円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は42,737,253,340円(1口当たり0.985371円)であり、うち260,230,348円(1口当たり0.006000円)を分配金額としております。 (自2024年5月16日 至2024年6月17日) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(64,211,933円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(41,422,588,295円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は41,486,800,228円(1口当たり0.980899円)であり、うち253,767,990円(1口当たり0.006000円)を分配金額としております。	2. 分配金の計算過程 (自2024年9月18日 至2024年10月15日) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(54,284,577円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(42,491,120,265円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は42,545,404,842円(1口当たり0.963784円)であり、うち264,864,908円(1口当たり0.006000円)を分配金額としております。 (自2024年10月16日 至2024年11月15日) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(12,591,908円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(43,614,073,402円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は43,626,665,310円(1口当たり0.958078円)であり、うち273,213,719円(1口当たり0.006000円)を分配金額としております。 (自2024年11月16日 至2024年12月16日) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(15,347,356円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(43,220,470,544円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は43,235,817,900円(1口当たり0.952437円)であり、うち272,369,674円(1口当たり0.006000円)を分配金額としております。

（自2024年6月18日 至2024年7月16日）

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（117,616,879円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（40,584,797,557円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は40,702,414,436円（1口当たり0.977739円）であり、うち249,774,803円（1口当たり0.006000円）を分配金額としております。

（自2024年7月17日 至2024年8月15日）

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（21,312,230円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（37,669,430,887円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は37,690,743,117円（1口当たり0.972296円）であり、うち232,588,084円（1口当たり0.006000円）を分配金額としております。

（自2024年8月16日 至2024年9月17日）

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（82,869,856円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（38,946,912,856円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は39,029,782,712円（1口当たり0.968429円）であり、うち241,812,968円（1口当たり0.006000円）を分配金額としております。

（自2024年12月17日 至2025年1月15日）

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（83,968,369円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（42,656,341,928円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は42,740,310,297円（1口当たり0.948319円）であり、うち270,417,402円（1口当たり0.006000円）を分配金額としております。

（自2025年1月16日 至2025年2月17日）

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（24,694,655円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（42,952,199,598円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は42,976,894,253円（1口当たり0.942870円）であり、うち273,485,506円（1口当たり0.006000円）を分配金額としております。

（自2025年2月18日 至2025年3月17日）

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（54,421,136円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（42,167,585,995円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は42,222,007,131円（1口当たり0.938090円）であり、うち270,050,872円（1口当たり0.006000円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドおよび主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行う方法を併用し検証しています。

II. 金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）デリバティブ取引 「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 （３）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第42特定期間 2024年 9 月17日現在	第43特定期間 2025年 3 月17日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	793,508,385	△1,404,970,647
合 計	793,508,385	△1,404,970,647

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

種類	第42特定期間 2024年 9 月17日 現在				第43特定期間 2025年 3 月17日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1 年 超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1 年 超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	28,490,474,162	—	27,704,379,020	786,095,142	26,897,255,441	—	26,482,810,374	414,445,067
アメリカ・ドル	28,490,474,162	—	27,704,379,020	786,095,142	26,897,255,441	—	26,482,810,374	414,445,067
合計	28,490,474,162	—	27,704,379,020	786,095,142	26,897,255,441	—	26,482,810,374	414,445,067

（注1）時価の算定方法

- 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - 予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - 当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。
 - ② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

（注2）デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておられません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

① 有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	フィデリティ・USリート・マザーファンド	3,566,549,100	26,513,369,354	
親投資信託受益証券 合計		3,566,549,100	26,513,369,354	
合計		3,566,549,100	26,513,369,354	

（注）親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

【フィデリティ・ＵＳリート・ファンドＢ（為替ヘッジなし）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第42特定期間 2024年9月17日現在	第43特定期間 2025年3月17日現在
資産の部		
流動資産		
預金	868,616,021	600,561,989
親投資信託受益証券	756,884,875,010	728,567,576,362
未収入金	10,033,168,194	10,444,619,447
流動資産合計	767,786,659,225	739,612,757,798
資産合計	767,786,659,225	739,612,757,798
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	8,121,506,376	8,612,021,154
未払解約金	868,616,021	600,561,989
未払受託者報酬	74,618,461	64,342,246
未払委託者報酬	970,039,992	836,449,189
その他未払費用	13,484,980	14,389,194
流動負債合計	10,048,265,830	10,127,763,772
負債合計	10,048,265,830	10,127,763,772
純資産の部		
元本等		
元本	2,320,430,393,193	2,460,577,472,631
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,562,691,999,798	△1,731,092,478,605
（分配準備積立金）	44,324,931,751	39,828,225,187
元本等合計	757,738,393,395	729,484,994,026
純資産合計	757,738,393,395	729,484,994,026
負債純資産合計	767,786,659,225	739,612,757,798

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第42特定期間 自 2024年3月16日 至 2024年9月17日	第43特定期間 自 2024年9月18日 至 2025年3月17日
営業収益		
受取利息	50,641	317,442
有価証券売買等損益	99,534,508,775	△17,532,407,666
営業収益合計	99,534,559,416	△17,532,090,224
営業費用		
受託者報酬	410,234,950	428,610,740
委託者報酬	5,333,054,732	5,571,939,982
その他費用	13,484,980	14,389,194
営業費用合計	5,756,774,662	6,014,939,916
営業利益又は営業損失（△）	93,777,784,754	△23,547,030,140
経常利益又は経常損失（△）	93,777,784,754	△23,547,030,140
当期純利益又は当期純損失（△）	93,777,784,754	△23,547,030,140
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	280,239,830	42,839,560
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,597,105,936,763	△1,562,691,999,798
剰余金増加額又は欠損金減少額	122,053,887,379	91,905,521,754
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	122,053,887,379	91,905,521,754
剰余金減少額又は欠損金増加額	132,745,906,141	185,915,346,841
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	132,745,906,141	185,915,346,841
分配金	48,391,589,197	50,800,784,020
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,562,691,999,798	△1,731,092,478,605

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間の取扱い ファンドの特定期間は前期末日、翌日、当期末日および翌日が休日のため、2024年9月18日から2025年3月17日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第42特定期間 2024年9月17日現在	第43特定期間 2025年3月17日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	2,304,166,305,784 円	2,320,430,393,193 円
期中追加設定元本額	194,581,170,811 円	276,532,511,879 円
期中一部解約元本額	178,317,083,402 円	136,385,432,441 円
2. 受益権の総数	2,320,430,393,193 口	2,460,577,472,631 口
3. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っている場合におけるその差額	1,562,691,999,798 円	1,731,092,478,605 円
4. 1口当たり純資産額	0.3266 円	0.2965 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第42特定期間 自 2024年3月16日 至 2024年9月17日	第43特定期間 自 2024年9月18日 至 2025年3月17日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.31%以内の額	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 同左
2. 分配金の計算過程 (自2024年3月16日 至2024年4月15日) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(1,899,127,158円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,745,200,430,666円)及び分配準備積立金(1,233,454,150円)より分配対象収益は1,748,333,011,974円(1口当たり0.760786円)であり、うち8,043,218,316円(1口当たり0.003500円)を分配金額としております。 (自2024年4月16日 至2024年5月15日) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(724,842,717円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(19,770,140,067円)、信託約款に規定される収益調整金(1,744,583,692,937円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は1,765,078,675,721円(1口当たり0.766184円)であり、うち8,063,039,939円(1口当たり0.003500円)を分配金額としております。 (自2024年5月16日 至2024年6月17日) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(1,892,671,899円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(14,484,054,725円)、信託約款に規定される収益調整金(1,743,356,914,612円)及び分配準備積立金(12,252,999,776円)より分配対象収益は1,771,986,641,012円(1口当たり0.769807円)であり、うち8,056,508,896円(1口当たり0.003500円)を分配金額としております。	2. 分配金の計算過程 (自2024年9月18日 至2024年10月15日) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(2,116,917,912円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(10,568,545,866円)、信託約款に規定される収益調整金(1,787,489,078,774円)及び分配準備積立金(43,994,904,901円)より分配対象収益は1,844,169,447,453円(1口当たり0.782755円)であり、うち8,245,990,788円(1口当たり0.003500円)を分配金額としております。 (自2024年10月16日 至2024年11月15日) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(1,329,827,420円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(30,491,855,853円)、信託約款に規定される収益調整金(1,818,399,775,863円)及び分配準備積立金(47,935,015,456円)より分配対象収益は1,898,156,474,592円(1口当たり0.792549円)であり、うち8,382,503,810円(1口当たり0.003500円)を分配金額としております。 (自2024年11月16日 至2024年12月16日) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(432,617,856円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,837,604,319,529円)及び分配準備積立金(70,609,508,110円)より分配対象収益は1,908,646,445,495円(1口当たり0.789236円)であり、うち8,464,208,872円(1口当たり0.003500円)を分配金額としております。

（自2024年6月18日 至2024年7月16日）

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（3,335,373,718円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（43,927,075,760円）、信託約款に規定される収益調整金（1,740,237,246,780円）及び分配準備積立金（20,284,026,865円）より分配対象収益は1,807,783,723,123円（1口当たり0.786890円）であり、うち8,040,825,258円（1口当たり0.003500円）を分配金額としております。

（自2024年7月17日 至2024年8月15日）

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（0円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,746,690,084,100円）及び分配準備積立金（58,806,952,252円）より分配対象収益は1,805,497,036,352円（1口当たり0.783394円）であり、うち8,066,490,412円（1口当たり0.003500円）を分配金額としております。

（自2024年8月16日 至2024年9月17日）

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（2,213,992,333円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,759,480,634,269円）及び分配準備積立金（50,232,445,794円）より分配対象収益は1,811,927,072,396円（1口当たり0.780858円）であり、うち8,121,506,376円（1口当たり0.003500円）を分配金額としております。

（自2024年12月17日 至2025年1月15日）

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（2,271,483,536円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,851,792,477,642円）及び分配準備積立金（62,117,681,773円）より分配対象収益は1,916,181,642,951円（1口当たり0.786680円）であり、うち8,525,241,400円（1口当たり0.003500円）を分配金額としております。

（自2025年1月16日 至2025年2月17日）

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（626,285,467円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,862,495,409,092円）及び分配準備積立金（55,368,332,331円）より分配対象収益は1,918,490,026,890円（1口当たり0.783439円）であり、うち8,570,817,996円（1口当たり0.003500円）を分配金額としております。

（自2025年2月18日 至2025年3月17日）

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（1,547,008,164円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,872,232,197,450円）及び分配準備積立金（46,893,238,177円）より分配対象収益は1,920,672,443,791円（1口当たり0.780578円）であり、うち8,612,021,154円（1口当たり0.003500円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドおよび主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行う方法を併用し検証しています。

II. 金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	（1）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （2）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第42特定期間 2024年9月17日現在	第43特定期間 2025年3月17日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	22,553,411,704	△38,657,238,668
合 計	22,553,411,704	△38,657,238,668

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

① 有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	フィデリティ・USリート・マザーファンド	98,006,103,978	728,567,576,362	
親投資信託受益証券 合計		98,006,103,978	728,567,576,362	
合計		98,006,103,978	728,567,576,362	

（注）親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

ファンドは、「フィデリティ・ＵＳリート・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・ＵＳリート・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

区 分	2024年 9 月17日現在	2025年 3 月17日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	11,026,920,588	9,668,910,003
投資証券	871,191,813,437	856,948,304,897
派生商品評価勘定	177,740,458	21,891,437
未収入金	4,119,685,317	896,291,667
未収配当金	2,606,108,796	2,485,941,697
流動資産合計	889,122,268,596	870,021,339,701
資産合計	889,122,268,596	870,021,339,701
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	—	123,193
未払金	4,080,782,320	900,148,790
未払解約金	10,942,843,770	11,589,812,228
流動負債合計	15,023,626,090	12,490,084,211
負債合計	15,023,626,090	12,490,084,211
純資産の部		
元本等		
元本	114,769,257,950	115,354,524,111
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	759,329,384,556	742,176,731,379
元本等合計	874,098,642,506	857,531,255,490
純資産合計	874,098,642,506	857,531,255,490
負債純資産合計	889,122,268,596	870,021,339,701

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	2024年9月17日現在	2025年3月17日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	121,486,912,104 円	114,769,257,950 円
期中追加設定元本額	6,044,427,492 円	10,521,409,527 円
期中一部解約元本額	12,762,081,646 円	9,936,143,366 円
2. 期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・USリート・ファンドA（為替ヘッジあり）	3,642,906,552 円	3,566,549,100 円
フィデリティ・USリート・ファンドB（為替ヘッジなし）	99,379,587,323 円	98,006,103,978 円
フィデリティ・USリート・ファンド（資産成長型）C（為替ヘッジあり）	1,583,186,714 円	1,645,580,569 円
フィデリティ・USリート・ファンド（資産成長型）D（為替ヘッジなし）	10,074,970,691 円	12,005,937,974 円
フィデリティ・USリート・ファンド（隔月決算型）（為替ヘッジなし）	88,606,670 円	130,352,490 円
計	114,769,257,950 円	115,354,524,111 円
3. 受益権の総数	114,769,257,950 口	115,354,524,111 口
4. 1口当たり純資産額	7.6161 円	7.4339 円

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行う方法を併用し検証しています。

II. 金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）デリバティブ取引 「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 （３）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	2024年 9 月17日現在	2025年 3 月17日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資証券	126,281,728,023	△77,630,097,311
合 計	126,281,728,023	△77,630,097,311

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

種類	2024年 9 月17日 現在				2025年 3 月17日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1 年 超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1 年 超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	10,942,839,254	—	10,765,787,501	177,051,753	11,589,805,306	—	11,568,923,482	20,881,824
アメリカ・ドル	10,942,839,254	—	10,765,787,501	177,051,753	11,589,805,306	—	11,568,923,482	20,881,824
買建	833,523,139	—	834,211,844	688,705	737,745,236	—	738,631,656	886,420
アメリカ・ドル	833,523,139	—	834,211,844	688,705	737,745,236	—	738,631,656	886,420
合計	11,776,362,393	—	11,599,999,345	177,740,458	12,327,550,542	—	12,307,555,138	21,768,244

(注 1) 時価の算定方法

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

(1) 予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。

② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

(注 2) デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

① 有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	ACADIA RLTY TR REIT	1,586,300.00	33,835,779.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT CL A	4,322,200.00	153,005,880.00	
		AMERICAN TOWER CORP	331,500.00	69,923,295.00	
		AMERICOLD REALTY TRUST	7,075,400.00	151,272,052.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST - REIT	839,900.00	99,183,791.00	
		CUBESMART	1,792,200.00	74,680,974.00	
		CURBLINE PROPERTIES CORP	1,891,961.00	44,196,208.96	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	1,691,569.00	251,316,406.33	
		ELME COMMUNITIES	2,067,500.00	35,664,375.00	
		EQUINIX INC	653,900.00	547,758,952.00	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	614,790.00	41,221,669.50	
		EQUITY RESIDENTIAL	3,286,900.00	226,598,886.00	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	478,483.00	69,375,250.17	
		FOUR CORNERS PPTY TR INC W/I	2,451,100.00	68,606,289.00	
		FRONTVIEW REIT INC	1,470,000.00	21,256,200.00	
		INLAND AMERICN REAL EST TR INC	954,700.00	27,371,249.00	
		INVITATION HOMES INC	4,098,900.00	137,231,172.00	
		IRON MOUNTAIN INC	1,630,189.00	141,206,971.18	
		KIMCO REALTY CORP	13,151,190.00	270,651,490.20	
		LAMAR ADVERTISING CO CL A	855,100.00	95,377,854.00	
		MACERICH COMPANY	3,602,500.00	59,405,225.00	
		MID AMERICA APT CMNTY INC	403,900.00	65,960,909.00	
		NNN REIT INC	6,067,000.00	256,755,440.00	

	PHILLIPS EDISON & CO	1,719,900.00	59,869,719.00	
	PROLOGIS INC	5,040,005.00	563,926,159.45	
	PUBLIC STORAGE INC	989,000.00	294,850,570.00	
	REGENCY CENTERS CORP	1,203,400.00	85,525,638.00	
	RYMAN HOSPITALITY PPTYS INC	274,400.00	26,496,064.00	
	SITE CENTERS CORP	1,792,475.00	22,836,131.50	
	STAG INDUSTRIAL INC	5,030,800.00	178,341,860.00	
	SUN COMMUNITIES INC	1,334,909.00	171,055,239.26	
	TANGER INC- REIT	1,604,000.00	51,247,800.00	
	TERRENO REALTY CORP	2,453,400.00	162,807,624.00	
	UDR INC	6,191,649.00	268,098,401.70	
	UMH PROPERTIES INC	2,384,000.00	43,055,040.00	
	URBAN EDGE PROPERTIES WI	5,200,400.00	95,947,380.00	
	VENTAS INC	4,336,170.00	290,046,411.30	
	WELLTOWER INC	3,392,540.00	501,553,113.60	
	アメリカ・ドル 小計	104,264,230.00	5,757,513,470.15 (856,948,304,897)	
投資証券 合計			856,948,304,897 (856,948,304,897)	
合計			856,948,304,897 (856,948,304,897)	

（注）投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に関するもので、内書きであります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券 38銘柄	100%	100%

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

A（為替ヘッジあり）

（2025年4月30日現在）

種 類	金 額	単 位
I 資産総額	26,776,000,127	円
II 負債総額	421,013,830	円
III 純資産総額（I－II）	26,354,986,297	円
IV 発行済数量	45,185,920,357	口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	0.5833	円

B（為替ヘッジなし）

（2025年4月30日現在）

種 類	金 額	単 位
I 資産総額	691,615,642,601	円
II 負債総額	825,896,318	円
III 純資産総額（I－II）	690,789,746,283	円
IV 発行済数量	2,495,471,271,870	口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	0.2768	円

（参考）マザーファンドの純資産額計算書

フィデリティ・USリート・マザーファンド

（2025年4月30日現在）

種 類	金 額	単 位
I 資産総額	817,057,542,204	円
II 負債総額	2,137,516,287	円
III 純資産総額（I－II）	814,920,025,917	円
IV 発行済数量	115,846,925,464	口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	7.0345	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

名義書換は行ないません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

該当するものではありません。

(4) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンドの受益権の譲渡制限は設けておりません。

○ 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○ 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行ないません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○ 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

○ 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金等（2025年4月末日現在）

資本金の額	金10億円
発行する株式の総数	80,000株
発行済株式総数	20,000株
最近5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

① 経営体制

委託会社は、監査役設置会社であります。

取締役会は、委託会社の経営管理の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経営の基本方針および経營業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認します。

取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとします。

② 運用体制

投資信託の運用の流れは以下の通りです。

1. 個別企業の訪問調査等により、内外の経済動向や株式および債券の市場動向の分析を行ないます。委託会社は、日本国内に専任のアナリストを擁し綿密な企業調査を行なうのみならず、世界の主要拠点のアナリストより各国の企業調査結果が入手できる調査・運用体制を整えています。
2. ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、運用方針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万全を期します。
3. ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動のチェックについては、運用部門において部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。また、運用に関するコンプライアンス部門においては、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜関係部門にフィードバックしています。運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクおよび流動性リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門、投資リスク管理に関する委員会、必要に応じて適宜関係部門に報告しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2025年4月30日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託176本、単位型株式投資信託2本、親投資信託52本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額6,224,512,757,171円です。

3【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度（2024年1月1日から2024年12月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

当社は財務諸表の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。
具体的には、企業会計基準及び同適用指針、日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公開情報、各種関係諸法令の改廃に応じて、当社として必要な対応を適時に協議しております。

(1) 【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	第38期 (2023年12月31日)	第39期 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,269,485	3,084,299
立替金	59,949	21,131
前払費用	460,082	484,198
未収委託者報酬	9,026,865	12,960,510
未収運用受託報酬	5,354,461	1,086,735
未収収益	5,845	6,173
未収入金	*1 152,986	221,095
流動資産計	17,329,675	17,864,144
固定資産		
無形固定資産		
電話加入権	7,487	7,487
無形固定資産合計	7,487	7,487
投資その他の資産		
長期貸付金	*1 5,953,460	10,338,660
長期差入保証金	11,755	18,010
繰延税金資産	288,014	391,802
その他	230	30
投資その他の資産合計	6,253,460	10,748,502
固定資産計	6,260,947	10,755,990
資産合計	23,590,622	28,620,134
負債の部		
流動負債		
預り金	7	281
未払金		
未払手数料	4,192,323	6,016,095
その他未払金	*1 2,192,059	3,057,214
未払費用	3,445,819	1,829,913
未払法人税等	1,616,600	1,974,827
未払消費税等	1,176,325	1,106,116
賞与引当金	376,001	587,810
流動負債合計	12,999,137	14,572,260
固定負債		
退職給付引当金	2,028,331	1,704,391
固定負債合計	2,028,331	1,704,391
負債合計	15,027,469	16,276,651
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
利益準備金	250,000	250,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,313,153	11,093,482
利益剰余金合計	7,563,153	11,343,482
株主資本合計	8,563,153	12,343,482
純資産合計	8,563,153	12,343,482
負債・純資産合計	23,590,622	28,620,134

（２）【損益計算書】

(単位：千円)

	第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	55,200,925	74,361,841
運用受託報酬	10,031,924	3,700,902
その他営業収益	153,966	142,274
営業収益計	65,386,816	78,205,018
営業費用	*1	
支払手数料	25,160,937	33,922,199
広告宣伝費	282,742	271,857
調査費		
調査費	551,589	699,501
委託調査費	15,194,030	16,481,661
営業雑経費		
通信費	139,609	81,011
印刷費	47,328	42,205
協会費	27,212	29,487
その他	2,007	865
営業費用計	41,405,457	51,528,790
一般管理費		
給料		
給料・手当	2,762,834	2,592,272
賞与	1,333,847	1,721,474
福利厚生費	575,347	564,602
交際費	17,945	20,876
旅費交通費	108,866	156,220
租税公課	205,434	228,830
弁護士報酬	2,569	3,599
不動産賃貸料・共益費	427,958	444,013
退職給付費用	272,377	218,294
消耗器具備品費	17,110	27,813
事務委託費	7,249,585	7,484,171
諸経費	288,510	259,961
一般管理費計	13,262,388	13,722,133
営業利益	10,718,971	12,954,093
営業外収益		
受取利息	*1 16,559	44,132
保険配当金	10,648	-
雑益	108	593
営業外収益計	27,315	44,726
営業外費用		
寄付金	1,500	1,100
為替差損	112,525	171,971
雑損	306	305
営業外費用計	114,331	173,376
経常利益	10,631,955	12,825,442
特別損失		
特別退職金	52,541	273,189
特別損失計	52,541	273,189
税引前当期純利益	10,579,414	12,552,253
法人税、住民税及び事業税	3,230,427	3,875,711
法人税等調整額	83,253	(103,787)
法人税等合計	3,313,680	3,771,923
当期純利益	7,265,733	8,780,329

（３）【株主資本等変動計算書】

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	1,000,000	250,000	5,047,420	5,297,420	6,297,420	6,297,420
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	(5,000,000)	(5,000,000)	(5,000,000)	(5,000,000)
当期純利益	-	-	7,265,733	7,265,733	7,265,733	7,265,733
当期変動額合計	-	-	2,265,733	2,265,733	2,265,733	2,265,733
当期末残高	1,000,000	250,000	7,313,153	7,563,153	8,563,153	8,563,153

第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	1,000,000	250,000	7,313,153	7,563,153	8,563,153	8,563,153
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	(5,000,000)	(5,000,000)	(5,000,000)	(5,000,000)
当期純利益	-	-	8,780,329	8,780,329	8,780,329	8,780,329
当期変動額合計	-	-	3,780,329	3,780,329	3,780,329	3,780,329
当期末残高	1,000,000	250,000	11,093,482	11,343,482	12,343,482	12,343,482

注記事項**(重要な会計方針)****1. 引当金の計上基準****(1) 賞与引当金**

賞与引当金は、当期末において発生していると認められる賞与支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額を定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。

2. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客への投資運用業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬等により収益を獲得しております。

これらには実績報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

投資運用サービスのうち運用資産残高等を基礎として算定される報酬（運用報酬）については、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益として認識しております。確定した報酬を月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。

(2) 実績報酬

実績報酬は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項**(1) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準**

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(2) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

*1 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。

	第38期 (2023年12月31日)	第39期 (2024年12月31日)
未収入金	4,375 千円	20 千円
その他未払金	1,487,550 千円	2,139,526 千円
長期貸付金	5,943,660 千円	10,288,660 千円

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
営業費用	19,338,423 千円	20,907,744 千円
受取利息	12,877 千円	43,474 千円

(株主資本等変動計算書関係)

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000 株	-	-	20,000 株
合計	20,000 株	-	-	20,000 株

2. 配当に関する事項

① 金銭による配当

該当事項はありません。

② 金銭以外による配当

2023年12月12日の取締役会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 配当財産の種類 | 長期貸付金 |
| (2) 配当財産の帳簿価格 | 5,000,000 千円 |
| (3) 1株当たりの配当額 | 250 千円 |
| (4) 基準日 | 2023年12月12日 |
| (5) 効力発生日 | 2023年12月12日 |

第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000 株	-	-	20,000 株
合計	20,000 株	-	-	20,000 株

2. 配当に関する事項

① 金銭による配当

該当事項はありません。

② 金銭以外による配当

2024年12月11日の取締役会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 配当財産の種類 | 長期貸付金 |
| (2) 配当財産の帳簿価格 | 5,000,000 千円 |
| (3) 1株当たりの配当額 | 250 千円 |
| (4) 基準日 | 2024年12月11日 |
| (5) 効力発生日 | 2024年12月11日 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

また、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

預金は、銀行の信用リスクに晒されておりますが、預金に関しては数行に分散して預入しており、リスクの軽減を図っております。営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収収益、未収入金については、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての債権債務を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。

未収委託者報酬および未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。

また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。

また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第38期（2023年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期貸付金	5,953,460	5,953,460	-
資産計	5,953,460	5,953,460	-

(注1) 資産

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金

上記の金融商品については、現金及び預金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

負債

未払手数料、その他未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権のうち長期貸付金(5,953,460千円)については、契約上返済期限の定めがないため、記載を省略しております。

2024年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第39期（2024年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期貸付金	10,338,660	10,338,660	-
資産計	10,338,660	10,338,660	-

(注1) 資産

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金

上記の金融商品については、現金及び預金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

負債

未払手数料、その他未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権のうち長期貸付金(10,338,660千円)については、契約上返済期限の定めがないため、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

第38期（2023年12月31日）

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1 (千円)	レベル2 (千円)	レベル3 (千円)	合計 (千円)
(1) 長期貸付金	-	5,953,460	-	5,953,460
資産計	-	5,953,460	-	5,953,460

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 長期貸付金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

第39期（2024年12月31日）

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1 (千円)	レベル2 (千円)	レベル3 (千円)	合計 (千円)
(1) 長期貸付金	-	10,338,660	-	10,338,660
資産計	-	10,338,660	-	10,338,660

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 長期貸付金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

（退職給付関係）

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2.確定給付型年金制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	（千円）
退職給付債務の期首残高	1,907,099
勤務費用	178,071
利息費用	24,955
数理計算上の差異の発生額	△5,376
退職給付の支払額	△76,418
退職給付債務の期末残高	2,028,331

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	（千円）
非積立型制度の退職給付債務	2,028,331
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,028,331
退職給付引当金	2,028,331
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,028,331

（3）退職給付費用及びその内訳項目の金額

	（千円）
勤務費用	157,671
利息費用	22,096
数理計算上の差異の費用処理額	△5,376
過去勤務債務の費用処理額	△841
確定給付型年金制度に係る退職給付費用	173,550

（4）数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.7%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は98,827千円であります。

第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2.確定給付型年金制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	2,028,331
勤務費用	170,987
利息費用	31,416
数理計算上の差異の発生額	△49,451
退職給付の支払額	△476,892
退職給付債務の期末残高	1,704,391

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
非積立型制度の退職給付債務	1,704,391
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,704,391
退職給付引当金	1,704,391
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,704,391

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	150,332
利息費用	27,620
数理計算上の差異の費用処理額	△49,451
確定給付型年金制度に係る退職給付費用	128,501

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.7%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は89,793千円であります。

(税効果会計関係)

1. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第38期 (2023年12月31日)	第39期 (2024年12月31日)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払費用	89,646	129,538
賞与引当金	115,131	179,987
退職給付引当金	621,075	521,884
資産除去債務	1,644	-
その他	125,470	120,245
繰延税金資産小計	952,966	951,654
評価性引当額	△664,952	△559,852
繰延税金資産合計	288,014	391,802
繰延税金資産又は繰延税金負債（△）の純額	288,014	391,802

3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第38期 (2023年12月31日)	第39期 (2024年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.33%	0.37%
評価性引当額	2.62%	△0.84%
過年度法人税等	△2.25%	△0.11%
その他	0.01%	0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.32%	30.05%

(資産除去債務関係)

第38期（2023年12月31日）

当社は建物所有者との間で事業用不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、直接減額しております。

第39期（2024年12月31日）

該当事項はありません。

(収益認識関係)

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	実績報酬	合計
委託者報酬	55,200,925	-	55,200,925
運用受託報酬	3,047,735	6,984,189	10,031,924
その他営業収益	153,966	-	153,966
合計	58,402,627	6,984,189	65,386,816

第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	実績報酬	合計
委託者報酬	74,361,841	-	74,361,841
運用受託報酬	3,125,882	575,019	3,700,902
その他営業収益	142,274	-	142,274
合計	77,629,998	575,019	78,205,018

2. 収益を理解するための基礎となる情報

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）及び 第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

注記事項(重要な会計方針)の2.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

顧客との契約から生じた債権等

(単位:千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	8,573,027	14,381,326

(注)なお、当事業年度の期首および期末において、顧客との契約から生じた契約資産はありません。

第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

顧客との契約から生じた債権等

(単位:千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	14,381,326	14,047,245

(注)なお、当事業年度の期首および期末において、顧客との契約から生じた契約資産はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）及び 第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. サービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託の運用	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への売上高	55,200,925	10,031,924	153,966	65,386,816

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(1) 委託者報酬

(単位:千円)

投資信託の名称	委託者報酬	関連する セグメント名
フィデリティ・U S リート・ファンドB（為替ヘッジなし）	8,824,933	資産運用業
フィデリティ・U Sハイ・イールド・ファンド	8,558,231	資産運用業
フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース（為替ヘッジなし）	7,353,735	資産運用業
フィデリティ・日本成長株・ファンド	6,925,937	資産運用業

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示ができないため、記載を省略しております。

第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の名称	委託者報酬	関連する セグメント名
フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース（為替ヘッジなし）	12,037,120	資産運用業
フィデリティ・U Sハイ・イールド・ファンド	10,494,207	資産運用業
フィデリティ・U S リート・ファンドB（為替ヘッジなし）	9,738,287	資産運用業
フィデリティ・日本成長株・ファンド	7,773,418	資産運用業

(関連当事者情報)

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の 名称	会社等の 所在地	資本金	事業の内 容	議決権等 の所有 （被所有）割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
親会社	FIL Limited	英 領 バ ミ ュ ー ダ、ペン ブローク 市	千米ドル 6,825	投資顧問 業	被所有間 接100 %	投資顧問 契約の再 委任等役 員の兼任	共通発生経費 負担額（注3）	千円 14,263,790	未払金	千円 900,697
親会社	フィデリ ティ・ ジャパ ン・ホー ルディン グス株式 会社	東京都港 区	千円 4,510,000	グループ 会社経営 管理	被所有直 接100 %	当事業 活動の管 理等役員 の兼任	金銭の貸付 (注1) 利息の受取 (注1) 共通発生経費 負担額（注3） グループ通算 制度の通算税 効果額 剰余金の配当	千円 390,000 12,877 258,088 46,398 5,000,000	長期貸付金 未収収益 未払金 未払金 未払金	千円 5,943,660 — 47,052 46,398 —
親会社	FIL Asia Holdings Pte. Limited	シンガ ポール、 ブルバード 市	千米ドル 189,735	グループ 会社経営 管理	被所有間 接100%	営業取引	共通発生経費 負担額（注3）	千円 4,816,544	未払金	千円 493,401

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の内 容	議決権等 の所有 （被所有）割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
同一の親 会社をも つ会社	フィデリ ティ証券 株式会社	東京都港 区	千円 12,657,500	証券業	なし	当社設定 投資信託 の募集・ 販売	共通発生経費 負担額（注3） 投資信託販売 に係る代行手 数料（注4） グループ通算 制度の通算税 効果額	千円 357,778 813,267 478,598	未収入金 未払金 未払金	千円 115,231 72,123 478,598

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(注4) 代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

- ・FIL Limited（非上場）
- ・FIL Asia Holdings Pte. Limited（非上場）
- ・FIL Japan Holdings (Singapore) Pte. Limited（非上場）
- ・フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社（非上場）

第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の 名称	会社等の 所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
親会社	FIL Limited	英 領 バ ミ ュ ー ダ、ペン ブローク 市	千米ドル 6,825	投資顧問 業	被所有間 接100 %	投資顧問 契約の再 委任等役 員の兼任	共通発生経費 負担額 (注3)	千円 15,291,594	未払金	千円 1,415,860
親会社	フィデリ ティ・ジ ャパン・ホ ールディ ングス株 式会社	東京都港 区	千円 4,510,000	グループ 会社経営 管理	被所有直 接100 %	当社事業 活動の管 理等役員 の兼任	金銭の貸付 (注1) 利息の受取 (注1) 共通発生経費 負担額 (注3) グループ通算 制度の通算税 効果額 剰余金の配当	千円 4,345,000 43,474 253,613 87,964 5,000,000	長期貸付金 未収収益 未払金 未払金 未払金	千円 10,288,660 — 31,416 87,964 —
親会社	FIL Asia Holdings Pte. Limited	シンガ ポール、 ブルバ ード市	千米ドル 189,735	グループ 会社経営 管理	被所有間 接100%	営業取引	共通発生経費 負担額 (注3)	千円 5,362,536	未払金	千円 604,284

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の内 容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
			千円					千円		千円
同一の親 会社をも つ会社	フィデリ ティ証券 株式会社	東京都港 区	12,657,500	証券業	なし	当社設定 投資信託 の募集・ 販売	共通発生経費 負担額 (注3)	326,438	未収入金	89,593
							投資信託販売 に係る代行手 数料 (注4)	885,458	未払金	70,310
							グループ通算 制度の通算税 効果額	459,148	未払金	459,148

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(注4) 代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

- ・FIL Limited（非上場）
- ・FIL Asia Holdings Pte. Limited（非上場）
- ・フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社（非上場）

(1株当たり情報)

	第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり純資産額	428,157円66銭	617,174円15銭
1株当たり当期純利益	363,286円66銭	439,016円48銭

なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失金額又は1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
当期純利益(千円)	7,265,733	8,780,329
普通株式に係る当期純利益(千円)	7,265,733	8,780,329
期中平均株式数	20,000株	20,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令、およびその他関連諸法令等で認められているものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令、およびその他関連諸法令等で認められているものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 事業の譲渡または事業の譲受

該当ありません。

(3) 出資の状況

該当ありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を与えた事実および重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

ファンドの運営における役割	名称	資本金の額 (2024年９月末日現在)	事業の内容
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
<参考情報> 再信託受託会社	株式会社日本カストディ銀行	51,000百万円	
販売会社	PWM日本証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	極東証券株式会社	5,200百万円	
	あかつき証券株式会社	3,000百万円	
	マネックス証券株式会社	13,195百万円	
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
	リテラ・クレア証券株式会社	3,700百万円	
	SMBC日興証券株式会社	135,000百万円	
	野村證券株式会社	10,000百万円	
	ワイエム証券株式会社	1,270百万円	
	岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	
	西日本シティＴＴ証券株式会社	3,000百万円	
	楽天証券株式会社	19,495百万円	
	株式会社ＳＢＩ証券	54,323百万円	
	三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196百万円 (2025年２月１日現在)	
	内藤証券株式会社	3,002百万円	
	四国アライアンス証券株式会社	3,000百万円	
	Jトラストグローバル証券株式会社	3,000百万円	
	浜銀ＴＴ証券株式会社	3,307百万円	

池田泉州ＴＴ証券株式会社	1,250百万円
いちよし証券株式会社	14,500百万円
丸八証券株式会社	3,752百万円
日産証券株式会社	1,500百万円
ぐんぎん証券株式会社	3,000百万円
東海東京証券株式会社	6,000百万円
ほくほくＴＴ証券株式会社	1,250百万円
みずほ証券株式会社※	125,167百万円
松井証券株式会社	11,945百万円
アイザワ証券株式会社	3,000百万円
株式会社証券ジャパン	3,000百万円
十六ＴＴ証券株式会社	3,000百万円
ＯＫＢ証券株式会社	1,500百万円
きらぼしライフデザイン証券株式会社	3,000百万円
岡三にいがた証券株式会社※	853百万円
岡三証券株式会社	5,000百万円
東洋証券株式会社	13,495百万円
北洋証券株式会社	3,000百万円
第四北越証券株式会社	600百万円
UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社	5,165百万円
moomoo証券株式会社	8,625百万円
静銀ティーエム証券株式会社	3,000百万円
株式会社スマートプラス	6,624百万円
株式会社清水銀行	10,816百万円
株式会社池田泉州銀行	61,300百万円
株式会社関西みらい銀行	38,971百万円
株式会社きらぼし銀行	43,700百万円
株式会社山口銀行	10,000百万円
株式会社伊予銀行	20,900百万円
株式会社埼玉りそな銀行	70,000百万円

銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

	株式会社十六銀行	36,800百万円	
	株式会社みずほ銀行	1,404,000百万円	
	株式会社三井住友銀行	1,770,900百万円	
	株式会社西日本シティ銀行	85,700百万円	
	株式会社滋賀銀行	33,000百万円	
	株式会社東京スター銀行	26,000百万円	
	株式会社第四北越銀行	32,776百万円	
	株式会社北九州銀行	10,000百万円	
	株式会社長崎銀行 [※]	7,600百万円	
	株式会社三菱UFJ銀行	1,711,900百万円	
	スルガ銀行株式会社	30,043百万円	
	株式会社横浜銀行	215,628百万円	
	株式会社大垣共立銀行	46,700百万円	
	PayPay銀行株式会社	72,210百万円	
	株式会社群馬銀行	48,600百万円	
	ソニー銀行株式会社	38,500百万円	
	株式会社みなと銀行	39,900百万円	
	株式会社静岡銀行	90,800百万円	
	株式会社もみじ銀行	10,000百万円	
	株式会社大光銀行	10,000百万円	
	株式会社八十二銀行	52,200百万円	
	株式会社福岡銀行	82,300百万円	
	株式会社三十三銀行	37,400百万円	
	株式会社熊本銀行	10,000百万円	
	株式会社十八親和銀行	36,800百万円	
	三井住友信託銀行株式会社 [※]	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
	三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	
	株式会社りそな銀行	279,928百万円	
運用の委託先	FIAM LLC	199,967,776米ドル （約31,630百万円 [*] ） [*] 1米ドル158.18円で換算 （2024年12月末日現在）	主として米国においてファンドに対する投資顧問業務を営んでいます。

※ 新規募集は行なっていません。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託銀行として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、投資信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。
- (2) 販売会社：ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

(3) 運用の委託先：

名称	委託する業務の内容
FIAM LLC（所在地：米国）	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用の指図（為替ヘッジ取引を除きます。）を行ないます。

3【資本関係】

- (1) 受託会社：該当事項はありません。
- (2) 販売会社：該当事項はありません。
- (3) 運用の委託先：該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、下記の書類が関東財務局長に提出されています。

2024年11月22日 臨時報告書
2024年12月11日 有価証券報告書
2024年12月11日 有価証券届出書
2025年2月25日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2025年3月7日

フィデリティ投信株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 平山 晃一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 財務諸表に対する意見を表明するために、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月11日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 見 将 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・US リート・ファンド A(為替ヘッジあり)の2024年9月18日から2025年3月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・US リート・ファンド A(為替ヘッジあり)の2025年3月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フィデリティ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月11日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴見 将史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・US リート・ファンド B(為替ヘッジなし)の2024年9月18日から2025年3月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・US リート・ファンド B(為替ヘッジなし)の2025年3月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フィデリティ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。